

紀の国障害者プラン2024

2024（令和6）年4月

和歌山県

はじめに



本県では、平成30年に「紀の国障害者プラン2018」を策定し、障害のある人の自立と社会参加を支援するための施策を総合的・計画的に推進してまいりました。

この間、令和3年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が一部改正され、令和6年4月から民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。また、令和3年9月には「医療的ケア及びその家族に対する支援に関する法律」が、令和4年5月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されるなど、障害のある人への支援体制が拡充されてきました。

また、県内の状況を見ると、県総人口の減少に反して、障害者手帳所持者数が増加しており、障害福祉サービス等の需要も高まっています。

このように、障害のある人を取り巻く社会情勢が変化する中、障害のある人が必要な支援を受けながら、社会のあらゆる活動に参加できる「共生社会」の実現を目指して、「紀の国障害者プラン2024」を策定いたしました。

本プランでは、障害のある人がそれぞれの状態に応じ、希望する生活を送ることができるよう、本人の意思決定を尊重した支援に取り組むこととしています。

さらに、新たな施策の柱として、文化芸術活動・パラスポーツに関する事項を追加し、障害のある人の文化芸術活動やパラスポーツへの参加を通じて、社会参加を促進してまいります。

また、令和5年12月に「和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定いたしました。県では、障害のある人が困っている場面でちょっとした手助け等を行う「あいサポート運動」など、本条例の趣旨を踏まえた様々な取組により、県民一人一人の障害に関する理解を一層深めてまいります。

これらの施策を推進するためには、県や市町村、関係機関・団体の方々と連携を図ることはもちろんのこと、県民の皆様と共に取り組んでいくことが重要となりますので、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本プランの策定にあたり、熱心に御審議いただきました和歌山県障害者施策推進審議会の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました各位に厚く御礼申し上げます。

令和6年4月

和歌山県知事 岸 本 周 平

目次

第1章 計画策定の趣旨等

第1項	計画策定の趣旨	1
第2項	計画の位置づけ	1
1	計画の位置づけ	1
2	法的根拠	1
3	関連計画等	2
第3項	計画の考え方	2
1	基本理念	2
2	基本原則	2
3	計画の各分野に共通する横断的視点	3
4	障害者施策と人権	4
第4項	計画の期間	5
第5項	計画の推進体制	5

第2章 障害のある人を取り巻く状況

第1項	障害のある人の現状	6
1	障害者手帳所持者数	6
第2項	障害福祉に関する実態調査の結果について	10

第3章 具体的な取組

第1項	施策の方向性	11
第2項	各分野の取組	13
1	差別の解消及び権利擁護の推進	13
2	障害のある子どもに関する支援の推進	17
3	雇用・就労・経済的自立の促進	20
4	安心して暮らせる地域づくりの推進	22
5	保健・医療の充実	26
6	住みやすい生活環境づくりの推進	30
7	情報アクセシビリティ・コミュニケーションに係る支援の充実	31
8	防災対策の推進	34
9	文化芸術活動・パラスポーツの推進	36

第4章 障害福祉サービス確保のための取組等（第7期和歌山県障害福祉計画、第3期和歌山県障害児福祉計画）

第1項	成果目標の設定及び主な取組	38
1	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況	38
2	第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標及び 主な取組	39
	(1) 施設入所者の地域生活への移行	39
	(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	40
	(3) 福祉施設から一般就労への移行等	41
	(4) 障害児支援の提供体制の整備等	42
	(5) 相談支援体制の充実・強化及び障害福祉サービス等の質の 向上等	43
第2項	障害福祉サービス確保のための取組等	45
1	障害福祉サービス等の見込量	45
	(1) 障害保健福祉圏域の設定	45
	(2) 障害福祉サービス等の種類	46
	(3) 障害福祉サービス等の見込量	48
	(4) 各年度の障害者支援施設及び障害児入所施設の入所定員 総数	51
2	障害保健福祉圏域毎のサービス見込量等	52
	和歌山市圏域	52
	海草圏域	56
	那賀圏域	60
	伊都圏域	64
	有田圏域	68
	日高圏域	72
	西牟婁圏域	76
	東牟婁圏域	80
3	県が実施する地域生活支援事業	84

第 1 章 計画策定の趣旨等

第1章 計画策定の趣旨等

第1項 計画策定の趣旨

和歌山県では、2018（平成30）年4月に2023（令和5）年度までの6年間を計画期間とする「紀の国障害者プラン2018」を策定し、障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加できる「共生社会」の実現を目指し、総合的に障害者施策を推進してきました。

この間、2021（令和3）年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の一部改正により、2024（令和6）年4月から民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されるとともに、同年9月には、医療的ケア児またその家族の日常生活・社会生活を社会全体で支援することを目的とした「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が、2022（令和4）年5月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。

このような新たな社会情勢に対応するため、2024（令和6）年度を始期とする「紀の国障害者プラン2024」を策定します。

第2項 計画の位置づけ

1 計画の位置づけ

「紀の国障害者プラン2024」は、障害のある人の自立と社会参加を支援する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、本県における障害者施策に関する基本的な計画として位置づけます。

2 法的根拠

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）等に基づき、下記の3つの計画から構成されています。

計画名	規定内容	法的根拠
第6次 和歌山県障害者計画	・和歌山県の障害者施策に関する分野ごとの基本的方向性と施策目標及び具体的取組	障害者基本法
第7期 和歌山県障害福祉計画	・障害のある人の支援体制確保のための障害福祉サービスの見込量等	障害者総合支援法
第3期 和歌山県障害児福祉計画	・障害のあるこどもの支援体制確保のための障害福祉サービスの見込量等	児童福祉法

3 関連計画等

「紀の国障害者プラン2024」は、県が目指す将来像の実現に向けた施策の基本的方向性を明らかにした「和歌山県長期総合計画－世界とつながる愛着ある元気な和歌山－」（平成29年3月策定）を上位計画とする、障害福祉分野の実施計画です。

また、「和歌山県地域福祉推進計画」「わかやま長寿プラン」「和歌山県保健医療計画」「和歌山県健康増進計画」等を関連計画として、これらの計画と調和して計画の推進を図ります。

第3項 計画の考え方

1 基本理念

障害者施策は、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じる必要があります。

「紀の国障害者プラン2024」では、このような社会の実現に向け、障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の行動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、県が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めます。

2 基本原則

障害のある人を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体ととらえた上で、次に掲げる基本原則にのっとり、当該理念の実現に向けた自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

(1) 地域社会における共生について

障害の有無にかかわらず、全ての県民が等しく、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる機会の確保・拡大を図ります。

- 1 社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保
- 2 障害のある人の地域生活への移行を推進するための基盤整備を進め、地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択する機会の確保
- 3 言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択する機会の確保
- 4 情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大

(2) 障害を理由とする差別の禁止について

障害を理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮が提供されるよう取り組みます。

3 計画の各分野に共通する横断的視点

施策分野にとらわれず、次に掲げる視点を踏まえて障害者施策を実施します。

(1) 共生社会の実現に資する取組の推進

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障害のある人の社会への参加を実質的なものとし、障害の有無にかかわらず、その能力を伸長し、最大限に発揮しながら安心して生活ができるようにする必要があります。そのため、社会的障壁の除去を進めるに当たっては、障害のある人の意見を施策に反映させるとともに、様々な関係者が、障害のある人と障害のない人が同じ地域社会でともに暮らし、学び、働く共生社会（インクルーシブな社会）という共通の目的の実現に向け、協力して取り組みます。

(2) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障害のある人が多様な各ライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、保健、雇用等の各分野の有機的な連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援に当たっては、障害者施策が、障害のある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、支援は障害のある人が直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障害のある人の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障害のある人の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意します。

また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に対応します。

(3) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

障害者施策は、障害特性、障害の状態、生活の実態等に応じた障害のある人の個別的な支援の必要性を踏まえて策定し、実施します。

また、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、重度心身障害その他の重複障害などについて、障害特性等の社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

(4) 障害のあるこどもに配慮した取組の推進

こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しするため、障害のあるこどもに対して、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点を踏まえた、こどもと家族に対する妊娠期からの切れ目のない継続支援を早期から実施します。

(5) 総合的かつ計画的な取組の推進

障害のある人が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、市町村等との適切な連携及び役割分担の下で、障害者施策を策定、実施する必要があります。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、こども・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障害者施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策に取り組みます。

4 障害者施策と人権

私たちの身の回りには、依然として、障害のある人の人権問題とともに我が国固有の人権問題である同和問題や、女性、こども、高齢者等の人権にかかわる問題が、時には重層的に関連しながら存在します。

本県においては、平成10年8月に「人権教育のための国連10年和歌山県長期行動計画」を策定しました。平成14年4月に「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」を施行するとともに、同条例に基づき平成16年には「和歌山県人権施策基本方針」を策定し、全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指して総合的な施策の推進に取り組んできました。そして、その取組は、平成29年3月に策定された「和歌山県長期総合計画」や、令和2年3月に改定された「和歌山県人権施策基本方針（第三次改訂版）」に受け継がれています。

国においては、平成19年9月に署名した「障害者権利条約」の批准に向け、平成23年の「障害者基本法」の改正や平成25年の「障害者差別解消法」の成立等、国内における法整備を進め、平成26年2月19日に同条約が発効しました。

障害者差別解消法の施行を受け、本県では職員一人一人が適切な対応を行うよう職員対応要領を策定し、研修を行うとともに、県内全市町村においても策定されるよう取り組んできました。また、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、各市町村や関係団体と連携しながら、障害を理由とする差別の解消と障害者に対する合理的配慮の提供が徹底されるよう取り組んでいるところです。

また、平成29年12月に「和歌山県手話言語条例」を施行し、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本に、手話の普及にも取り組んでいます。

さらに、令和5年12月に「和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」（以下「和歌山県障害者差別解消条例」という。）を施行しました。

誰もがお互いの人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の実現は、障害のある人だけでなく全ての人の人権を尊重することであり、その理念は、同和問題をはじめ、女性、こども、高齢者等の人権にかかわる様々な問題解決につながるものです。

この計画では、障害の有無にかかわらず、県民誰もが安心して暮らすことができる、差別のない社会の実現を目指すことを基本姿勢として、施策の推進を図ります。

第4項 計画の期間

「紀の国障害者プラン2024」は、2024年度（令和6年度）から2029年度（令和11年度）までの6年間を計画期間とします。

なお、障害福祉サービス等の見込量については、3年後に見直しを行います。

	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
障害者計画	第6次和歌山県障害者計画					
障害福祉計画	第7期和歌山県障害福祉計画			第8期和歌山県障害福祉計画（予定）		
障害児福祉計画	第3期和歌山県障害児福祉計画			第4期和歌山県障害児福祉計画（予定）		

第5項 計画の推進体制

- 全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会が実現するよう、県民の理解促進に努めます。
- 障害者施策は、福祉、教育、労働、保健、医療、生活環境、情報、防災、文化芸術・スポーツ等、多くの分野に関わるものであるため、関係機関と連携し、効果的かつ総合的に推進します。
- 障害者施策を着実に推進するため、住民に最も身近な市町村との連携に努めます。
- 障害のある人の自立と社会参加に関する取組を社会全体で進めるため、県における様々な活動の実施にあたり、障害者団体、企業、経済、団体等の協力を得るよう努めます。
- 毎年度、関係部局における「紀の国障害者プラン2024」の進捗状況等について、点検・評価を行うとともに、必要に応じてPDCAサイクルに基づいた施策の見直しを行い、実効性のある障害者施策に取り組みます。

第2章 障害のある人を取り巻く状況

第2章 障害のある人を取り巻く状況

第1項 障害のある人の現状

1 障害者手帳所持者数

本項では、障害のある人の状況について、身体障害者手帳（身体障害）、療育手帳（知的障害）及び精神障害者保健福祉手帳（精神障害）の所持者の推移を示します。

県内の障害者手帳の所持者数は以下のとおりです。（各障害者手帳の所持者数は、各年度末時点の人数となります。）

（単位：人）

	H30	R1	R2	R3	R4	
						H30からの伸び率
障害者手帳所持者数	71,938	72,711	73,287	73,571	72,977	1.4%
身体障害者手帳	54,141	54,000	53,841	53,170	52,474	-3.1%
療育手帳	10,285	10,502	10,858	11,140	10,631	3.4%
精神障害者保健福祉手帳	7,512	8,209	8,588	9,261	9,872	31.4%

本県における障害者手帳所持者数は72,977人となっており、平成30年度から1,039人（約1.4%）増加しています。

障害種別では、身体障害者手帳所持者については若干の減少が見られますが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

（1）和歌山県総人口における障害者手帳所持者数の割合

（単位：人）

	H30	R1	R2	R3	R4	
						H30からの伸び率
県総人口	927,808	925,481	917,408	906,968	895,931	-3.4%
全体	7.8%	7.9%	8.0%	8.1%	8.1%	0.3%
身体障害者手帳	5.8%	5.8%	5.9%	5.9%	5.9%	0.1%
療育手帳	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	0.1%
精神障害者保健福祉手帳	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	0.3%

和歌山県の総人口は、平成30年度から比較すると31,877人（約3.4%）減少しています。

一方、県総人口における障害者手帳所持者数の割合は全体で約8.1%となっており、県総人口の減少に反して、平成30年度から約0.3%増加しています。これは、県民の12人に1人が障害者手帳を所持していることを表しています。

※県総人口は翌年度当初時点の人数、手帳所持者数は各年度末時点の人数となります。

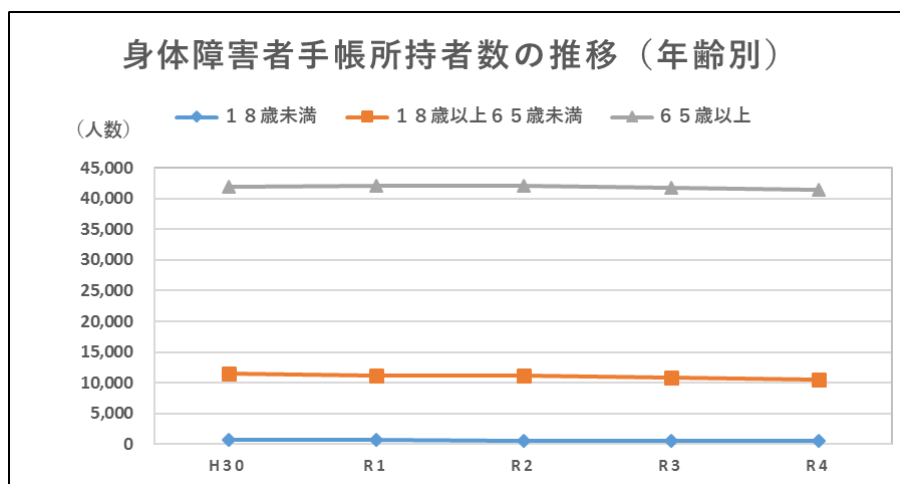
（R4は令和5年4月1日時点の人口における、令和5年3月31日時点の手帳所持者数の割合）

(2) 身体障害者手帳

①年齢別

(単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4		
					構成比	H30からの伸び率	
18歳未満	636	612	601	547	520	1.0%	-18.2%
18歳以上65歳未満	11,555	11,246	11,165	10,788	10,515	20.0%	-9.0%
65歳以上	41,950	42,142	42,075	41,835	41,439	79.0%	-1.2%
合計	54,141	54,000	53,841	53,170	52,474	100.0%	-3.1%



令和4年度における本県の身体障害者手帳所持者数は52,474人となっており、平成30年度から1,667人（約3.1%）減少しています。

年齢別では、各年齢層で減少しており、特に「18歳未満」では平成30年度から116人（約18.2%）減少しており、減少率が大きくなっています。

「65歳以上」では、令和4年度で全体の79.0%を占めています。

②等級別

(単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4		
					構成比	H30からの伸び率	
1級	14,209	14,126	14,103	13,930	13,751	26.2%	-3.2%
2級	8,024	7,942	7,851	7,535	7,350	14.0%	-8.4%
3級	9,231	9,098	9,107	8,943	8,766	16.7%	-5.0%
4級	14,184	14,269	14,201	14,161	13,990	26.7%	-1.4%
5級	4,199	4,263	4,268	4,335	4,382	8.3%	4.4%
6級	4,294	4,302	4,311	4,266	4,235	8.1%	-1.4%
合計	54,141	54,000	53,841	53,170	52,474	100.0%	-3.1%

障害等級別では、比較的軽度な「5級」のみ増加しており、その他の等級は減少しています。

③障害区分別

(単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4		
					構成比	H30からの伸び率	
視覚障害	3,401	3,398	3,385	3,296	3,235	6.2%	-4.9%
聴覚・平衡機能障害	5,623	5,616	5,597	5,498	5,454	10.4%	-3.0%
音声・言語・そしゃく機能障害	633	623	625	662	643	1.2%	1.6%
肢体不自由	29,443	29,102	28,880	28,137	27,556	52.5%	-6.4%
内部障害	15,041	15,261	15,354	15,577	15,586	29.7%	3.6%
合計	54,141	54,000	53,841	53,170	52,474	100.0%	-3.1%

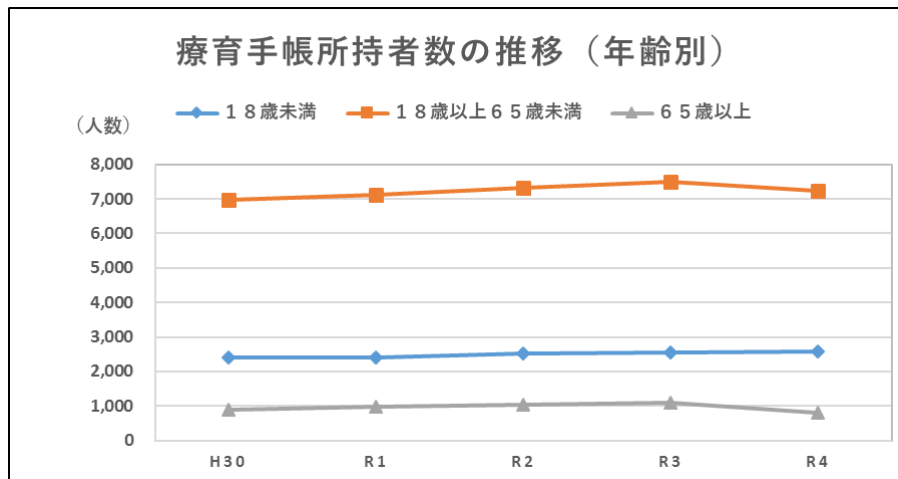
障害区分で最も多いのは「肢体不自由」で、令和4年度で全体の52.5%を占めており、次いで「内部障害」が多く、29.7%を占めています。

(3)療育手帳

①年齢別

(単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4		
					構成比	H30からの伸び率	
18歳未満	2,392	2,418	2,522	2,560	2,574	24.2%	7.6%
18歳以上65歳未満	6,987	7,114	7,312	7,495	7,245	68.2%	3.7%
65歳以上	906	970	1,024	1,085	812	7.6%	-10.4%
合計	10,285	10,502	10,858	11,140	10,631	100.0%	3.4%



令和4年度における本県の療育手帳所持者数は10,631人となっており、平成30年度から346人（約3.4%）増加しています。

年齢別では、「65歳以上」では減少していますが、65歳未満では増加しています。また、「18歳未満」では、令和4年度で全体の約24.2%を占めており、平成30年度から182人（約7.6%）増加しています。

②程度別

(単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4		
					構成比	H30からの伸び率	
A 1 (最重度)	1,605	1,602	1,586	1,621	1,483	14.0%	-7.6%
A 2 (重度)	1,843	1,861	1,875	1,893	1,743	16.4%	-5.4%
B 1 (中度)	2,570	2,633	2,689	2,728	2,554	24.0%	-0.6%
B 2 (軽度)	4,267	4,406	4,708	4,898	4,851	45.6%	13.7%
合計	10,285	10,502	10,858	11,140	10,631	100.0%	3.4%

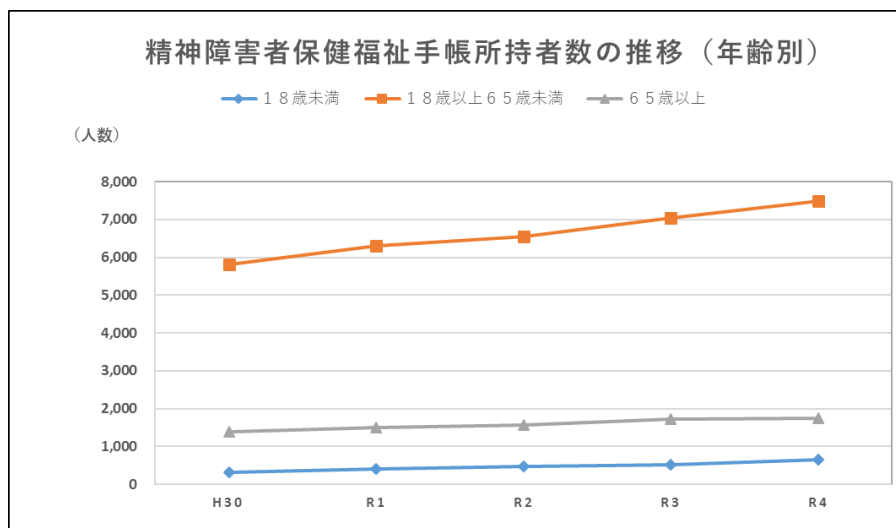
程度別では、程度が軽い「B 2 (軽度)」で増加傾向にあり、令和 4 年度で全体の 4 5. 6%を占めており、平成 3 0 年度から 5 8 4 人 (約 1 3. 7%) 増加しています。

(4) 精神障害者保健福祉手帳

①年齢別

(単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4		
					構成比	H30からの伸び率	
1 8 歳未満	312	410	467	510	642	6.5%	105.8%
1 8 歳以上 6 5 歳未満	5,807	6,297	6,553	7,030	7,493	75.9%	29.0%
6 5 歳以上	1,393	1,502	1,568	1,721	1,737	17.6%	24.7%
合計	7,512	8,209	8,588	9,261	9,872	100.0%	31.4%



令和 4 年度における本県の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 9, 8 7 2 人となっており、平成 3 0 年度から 2, 3 6 0 人 (約 3 1. 4%) 増加しています。

年齢別では、全体的に増加していますが、特に「1 8 歳未満」では、令和 4 年度で全体の約 6. 5%を占めており、平成 3 0 年度から 3 3 0 人 (約 1 0 5. 8%) 増加し、手帳所持者数が倍増しています。

②等級別

(単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4		
					構成比	H30からの伸び率	
1級	678	738	735	755	766	7.7%	13.0%
2級	3,742	3,934	4,052	4,277	4,419	44.8%	18.1%
3級	3,092	3,537	3,801	4,229	4,687	47.5%	51.6%
合計	7,512	8,209	8,588	9,261	9,872	100.0%	31.4%

障害等級別では、程度の軽い「3級」で増加傾向にあり、令和4年度で全体の約47.5%を占めており、平成30年度から1,595人(約51.6%)増加しています。

第2項 障害者福祉に関する実態調査の結果について

紀の国障害者プラン2024を作成するにあたり、県内の障害のある人の実態を把握するため、障害者手帳所持者から無作為に抽出した対象者に、アンケート調査を実施しました。

調査結果は和歌山県障害福祉課のホームページで公表しています。

<障害福祉課ホームページURL>

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/d00210682.html>



第3章 具体的な取組

第3章 具体的な取組

第1項 施策の方向性

第1章に掲げた基本理念にのっとり、次の9項目を施策の柱として取り組みます。

1 差別の解消及び権利擁護の推進

県民一人一人が障害等について正しく理解するための啓発・広報活動に取り組み、障害を理由とする差別の解消、権利擁護や政治参加の機会確保の取組を推進します。

2 障害のあるこどもに関する支援の推進

障害のあるこどもが、一人一人の障害の状態やニーズに応じた指導と支援を受けながら、障害のあるこどもと障害のないこどもが共に学ぶことができる取組を推進します。

3 雇用・就労・経済的自立の推進

障害のある人が希望に応じて就労できるよう、就業機会の確保に努めるとともに、それぞれの障害の特性に応じた能力を発揮できるよう支援し、経済的自立を推進します。

4 安心して暮らせる地域づくりの推進

障害のある人が安心して生活できるよう、相談支援体制や障害福祉サービスの充実を図るなど、地域で協力し合う体制づくりを推進します。

5 保健・医療の充実

障害のある人が適切な治療を受けることができるよう、障害の早期発見、早期治療を推進します。

6 住みやすい生活環境づくりの推進

道路、公共交通機関や施設等のバリアフリー化を進め、障害のある人が住みやすい生活環境づくりを推進します。

7 情報アクセシビリティ・コミュニケーションに係る支援の充実

障害のある人が必要とする情報を十分に取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、情報のバリアフリー化や意思疎通支援者の養成を推進します。

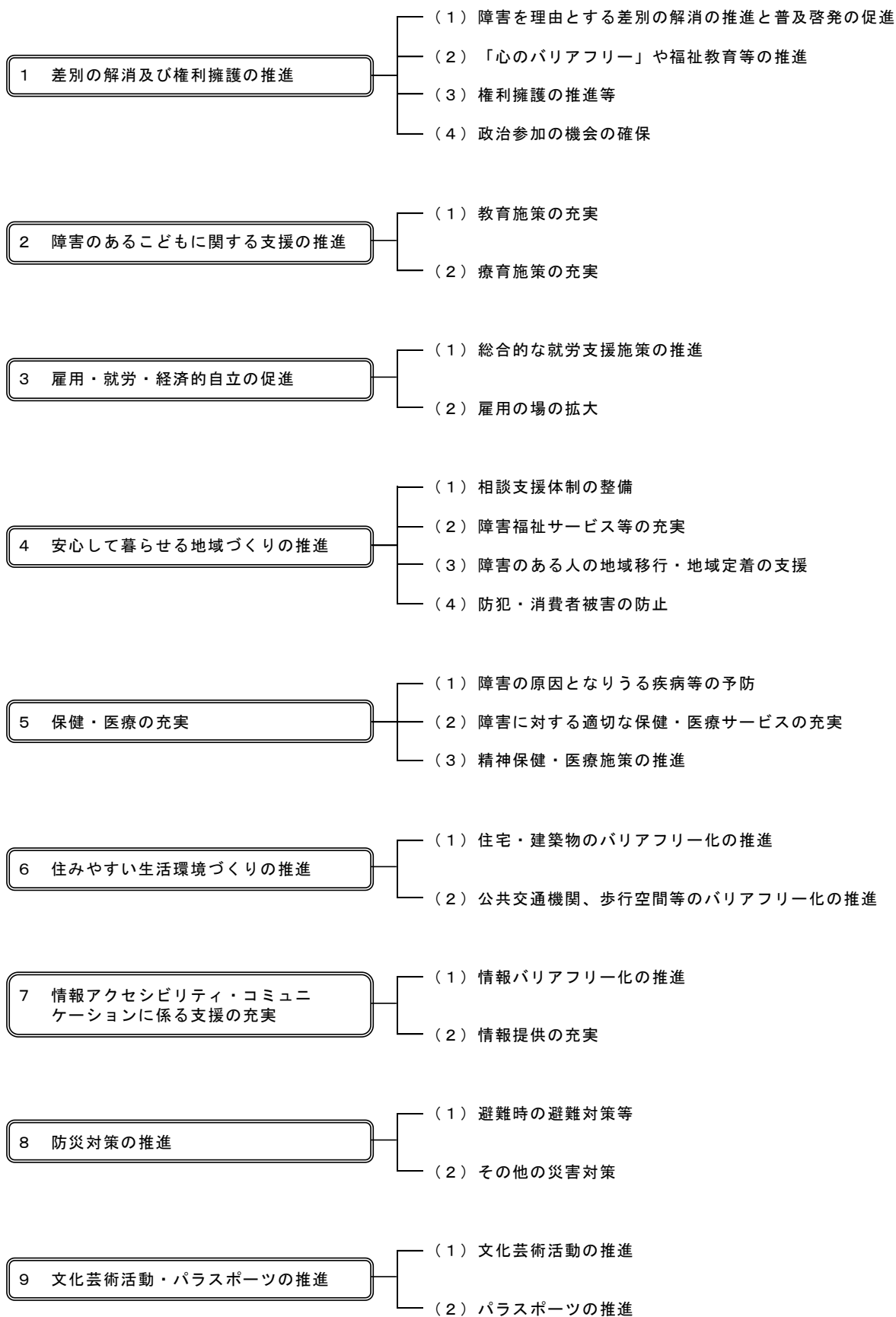
8 防災対策の推進

災害が発生したときに、障害のある人が安全に避難し、避難生活を送ることができるような体制づくりを推進します。

9 文化芸術活動・パラスポーツの推進

障害のある人が生きがいを感じ、充実した生活を送ることができるよう、文化芸術活動やパラスポーツに取り組める環境づくりを推進します。

紀の国障害者プラン2024の施策体系



第2項 各分野の取組

1 差別の解消及び権利擁護の推進

- 全ての県民がお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害や障害のある人に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。
- 県の広報紙、広報番組やイベント等を通じて、広く啓発活動に取り組みます。
- 特に外見からは理解されづらい障害について、理解を深める取組を推進します。
- 障害を理由とする差別が解消されるよう、「和歌山県障害者差別解消条例」及び「障害者差別解消法」の啓発活動に取り組みます。
- 障害のある人の利益や権利を守るため、虐待防止の取組を推進します。
- 障害のある人の政治参加の機会を確保するため、情報提供の充実や投票に関する制度の周知啓発に取り組みます。

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進と普及啓発の促進

①差別の解消に向けた啓発・広報活動の推進

- 広報紙「県民の友」、テレビ広報番組「きのくに21」やラジオ広報番組「ラジオでお届け！県政最前線」、県ホームページやSNS等、あらゆる広報媒体を効果的に活用し、啓発・広報活動の充実を図ります。
- 障害や障害のある人への理解を深めるため、「障害者週間」「人権を考える強調月間」にあわせ、各種イベントを実施します。
- 様々な障害特性を理解し、障害のある人が困っている場面で積極的にサポートを実践する「あいサポート運動」を推進するため、企業や自治会、学校、ボランティア団体等の参加を働きかけます。また、ヘルプマークの啓発にも取り組みます。
- 「和歌山県障害者差別解消条例」及び「改正障害者差別解消法」の理念等を踏まえ、障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮の提供等の取組について、県民や事業者に対して普及啓発を行います。
- 県職員が事務及び事業を行うに当たり、障害を理由とする差別の解消について適切に対応するため必要な事項を定めた「障害を理由とする差別の解消を推進するための和歌山県職員対応要領」について、和歌山県障害者差別解消条例及び改正障害者差別解消法の理念等を踏まえ、見直しを行います。
また、職員対応要領に基づき、障害のある人に関する理解を促進し、合理的配慮の提供を適切に行うため、必要な研修等を実施します。
- 障害を理由とする差別に関する相談事例の共有や、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、和歌山県障害者差別解消支援地域協議会を運営します。

②外見から理解されづらい障害等に関する普及啓発

- 精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等について、それぞれ精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、障害児者サポートセンター、難病・こども保健相談支援センター等の専門的機関において、講演会や研修会の開催等、障害等の理解を深めるための啓発を実施します。
- 内部障害等、外見から障害のあることが分かりづらい人が、援助や配慮を必要としていることを周囲に伝える「ヘルプマーク」の交付を推進するとともに、制度の周知に取り組みます。
- 認知症の正しい知識を普及するため、引き続き認知症サポーターの養成に取り組み、認知症の人や家族を地域で見守るための体制を整備します。

(2) 「心のバリアフリー」や福祉教育等の推進

①地域社会や職場における理解促進

- 企業や地域において障害に関する理解を促進するため、企業や団体等に対して「あいサポート企業・団体」への登録を働きかけます。
- 精神障害のある人等の家族に対し福祉制度を周知し、活用を促します。また、講演会や交流会を開催し、障害に関する正しい理解を深めるとともに、障害のある人や家族の交流を広めます。
- 地域における普及啓発と精神疾患の予防や早期介入につなげることを目的として、精神疾患等への正しい知識を持ち、できる範囲で手助けをする「心のサポーター」を養成します。

②学校における人権教育や福祉教育等の推進

- 特別支援教育啓発セミナーを実施し、障害のあるこどもの成長を支えるすべての県民に対し、共生社会の実現に向けた特別支援教育についての理解・啓発を図ります。
- 特別支援学校や障害のある子供たちへの理解を深めるため、「きのくに学び月間」に各特別支援学校で授業や学校行事等さまざまな取組を公開します。また、和歌山ろう学校で広く県民を対象に手話講座を開催するなど地域との交流を図ります。
- 一人一人の教員の人権感覚を向上させるため、「障害のある人の人権」を取り上げた各種研修会を実施するとともに、各学校での校内研修の充実に向けて指導者用資料を作成し、活用します。

(3) 権利擁護の推進等

①障害のある人の権利擁護

- 障害のある人の意思決定を支援するため、市町村及びその他の関係機関と連携を図り、必要とする方が適切に成年後見制度を利用できるよう体制整備を進めます。また、担い手不足に関し、県としての方針を定め、新しい担い手の確保などを検討します。
- 精神科病院に入院している人のうち、特に医療機関外の方と面会交流が途絶えやすくなる人からの希望に基づき、精神科病院へ訪問し、体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供等を行うことで、孤独感や自尊心低下の解消を推進します。

②虐待の防止

- 虐待は許されない行為であるため、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止など、施設利用者である障害のある人の適切な権利保護のため、個別の相談等への丁寧な対応を行うとともに、身体拘束の適正化を含めて、関係法令の遵守に向けて事業者へ指導等を行います。
- 市町村の個別虐待事案に対応するため、弁護士等を派遣し対応方針に対して助言を行います。
- 障害のある人の人権の理解を深め、より人権尊重の観点に立った障害福祉サービスを提供するため、市町村等行政職員や事業所の管理者、人権擁護推進員だけでなく、医療機関や教育機関で働く関係者に対しても研修を実施します。
- 障害福祉サービス事業所等の従事者を対象に、強度行動障害がある人に対する対応についての専門的な研修を行い、広域的支援人材を養成し、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

(4) 政治参加の機会の確保

①選挙に関する情報提供等の充実

- 障害のある人の選挙の投票機会を確保するため、関係機関等に対し、投票所入場券への点字表記等、障害の特性に応じて障害のある人に適切に選挙に関する情報を伝える方法等の周知啓発を行います。
- 市町村と連携し、選挙公報の点字版、音声版及び拡大文字版や点字による氏名等掲示の作成等、情報提供の充実と投票環境のさらなる向上に取り組みます。

②障害のある人に配慮した投票所での対応等

○障害のある人が障害の特性に応じて、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、取組事例の周知等を通じて投票の秘密に配慮した代理投票の適切な実施等の取組を促進します。また、選挙人を介護する人やその他の選挙人とともに投票所に入ることにについて、投票管理者が認めた人は投票所に入ることができることの周知を図ります。

○誰もが投票しやすい環境づくりをめざして、障害の特性に応じた対応マニュアルの整備等を通じて、投票所での障害者支援の質的向上を図ります。

③多様な投票についての周知・啓発

○指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票等の制度について周知啓発をより一層進め、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保を図ります。

○小学校、中学校、高等学校だけでなく、特別支援学校等も対象に主権者教育を行い、模擬投票の体験等を通じて、障害のある人が選挙に参加しやすくなるよう意識向上に向けた啓発に取り組みます。

●普及啓発・理解促進における数値目標

項目	2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)	2029年度 (令和11年度)
あいサポーター数(累計)	24,982人	37,000人	46,000人
あいサポート企業・団体数(累計)	52団体	80団体	101団体
心のサポーター数(累計)	96人	3,000人	6,000人

2 障害のあるこどもに関する支援の推進

- 障害のあるこどもと障害のないこどもが共に学び、互いに理解し合う取組を推進するため、特別支援教育の一層の充実を図ります。
- 障害のあるこどもが、将来、社会で自立できるように身近な地域で専門的な教育や医療の支援を行います。

(1) 教育施策の充実

①教育支援（就学指導）の充実

- 障害のあるこども一人一人の自立と社会参加を見据え、必要に応じた柔軟な学校や学びの場の変更など、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導が提供できるよう、市町村教育委員会と連携して「一貫した教育支援」を進めていきます。

②特別支援教育の推進

- 全ての学校において、障害のあるこどもたちへの支援の充実に向け、学校長の要請により、特別支援学校教員や、小学校・中学校の通級指導教室担当教員等の特別支援教育に関する専門性のある教員による巡回相談を実施し、校内委員会の機能強化を支援します。
- 一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、在学中だけでなく卒業後の進路先においても、適切な支援と合理的配慮が切れ目なく行われるよう、つなぎ愛シート（個別の教育支援計画）の活用を推進します。
- 特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室担当教員を対象にした障害のある幼児児童生徒の理解や支援方法に関する研修を行う等、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。
また、初任者研修や専門研修を通して、障害特性に係る基礎的な知識や個に応じた指導方法等、教員の特別支援教育に係る専門性の向上を図ります。
- 障害のある幼児児童生徒の教育の充実を図るため、1年間の校種間交流プログラムの実施や、教育職員免許法認定講習会の実施を通じた特別支援学校教諭二種免許状の取得促進により、特別支援教育に携わる教員の実践力や専門性を高めます。
- 障害のあるこどもの教育を研究する国立特別支援教育総合研究所や大学に教員の派遣を行うとともに、1年間の校種間交流プログラムを実施し、地域の中核となる特別支援教育担当教員を計画的に養成し、地域の特別支援教育体制の充実を図ります。

③交流及び共同学習の推進

- 特別支援学校と小学校・中学校・高等学校等の交流及び共同学習を通して、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が互いに理解し合う取組を進めるとともに、心のバリアフリーの推進に取り組みます。

④職業教育及び進路指導の充実

- 障害のある生徒の「働く意欲・態度」を育むため、民間企業、福祉事業所等での現場実習の機会の拡充に取り組み、進路学習の充実を図ります。
- 障害のある生徒の社会的自立、職業的自立に向けた力を育むため、学校・福祉・労働各機関とのさらなる連携を図り、個々の生徒のキャリア発達を支援する取組を進め、生徒が自分らしく働くことや豊かな社会生活が送れるよう、進路指導の充実に努めます。

⑤教育環境の整備

- 日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のあるこども（以下「医療的ケア児」という。）が安心して学校生活を送れるよう、医療的ケア児の在籍等に応じて各県立特別支援学校に看護師を配置します。
また、医療的ケア児の多様なニーズに対応できるようガイドラインの整備や看護師研修の充実を図ります。

⑥地域社会における学習機会・環境の充実

- 特別支援学校の生徒がスポーツを通じて交流する機会を確保するため、県特別支援学校体育大会の開催支援や近畿大会への生徒の派遣を支援します。
- 県立図書館等における学習サービスの充実を図るため、大活字本や録音図書等、障害のある人のニーズに応じた資料を収集し、提供します。

(2) 療育施策の充実

- 児童相談所において、障害のあるこどもに関する相談に対応し、専門的な助言、指導を行います。
- 乳幼児健康診査等の結果、心身の発達・発育に遅れや問題が発見された乳幼児とその保護者を対象に、医師等による療育相談指導を実施します。
また、市町村や関係機関と緊密に連携し、切れ目なく円滑に早い段階で療育支援につなげます。

- 障害のある未就学のこどもに対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援センター」について、未設置の障害保健福祉圏域への設置を働きかけます。また、県内全ての市町村で、障害のあるこどもが集団生活に適応できるように保育所、学校等に指導を行う「保育所等訪問支援」サービスの利用を促進するため、「児童発達支援センター」を中核とした地域の療育支援体制を確立します。
- 重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した重症心身障害児を支援する「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」について、各圏域に1か所以上設置し、重症心身障害児が身近な地域で必要な支援を受けることができる体制づくりを推進します。
- 医療的ケア児や重症心身障害児に対する支援を適切に行える人材及び地域において保健、医療、福祉、保育、教育等関係者からの必要な支援を総合的に調整するコーディネーターを養成します。
- 医療的ケアが必要な障害児等が、生活スタイルを選択できる体制づくりを推進します。具体的には、医療的ケア児等支援センターが相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援、関係機関等への情報提供を実施するとともに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進、各圏域の医療的ケア児支援体制整備のサポートを行います。
- 保護者が仕事等の理由で昼間家庭にいない児童に、遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブ（学童保育）において、障害のあるこどもの利用を促進するため、専門的知識を有する職員の配置を支援します。
- 聴覚障害の早期発見・早期支援が切れ目なく図られるよう、聴覚障害児支援拠点を中心に、保健・医療・福祉・教育の連携を強化するとともに、きこえとことばに不安のある乳幼児とその保護者に対して、「乳幼児きこえとことば相談」による地域巡回を通じて、適切な情報発信や相談支援を行います。
- 新生児聴覚スクリーニング検査や乳幼児健康診査等の結果、発見された身体障害者手帳対象外の軽度・中等度難聴児について、早期の補聴器装用を支援します。

●教育施策・療育施策における数値目標

項目		2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)	2029年度 (令和11年度)
小・中学校に在籍し特別支援教育を必要とする児童生徒のうち、つなぎ愛シート(個別の教育支援計画)による進学先への引継ぎを行った児童生徒の割合	小学校から中学校	93.9%	97.0%	100.0%
	中学校から高等学校	91.0%	95.0%	98.0%
医療的ケア児等コーディネーター等の養成		356人	624人	825人

3 雇用・就労・経済的自立の促進

- 障害のある人が障害の程度や適性に応じて就労できるよう支援します。特に、特定の分野に秀でた能力を見いだして社会的活用に結びつけるとともに、経済的自立に活かすことができるよう支援します。
- 障害のある人の職業能力の向上を図るとともに、企業等を対象に、障害のある人や障害に対する理解を深める取組を行います。
- 福祉的就労をしている障害のある人が、経済的に自立した生活を送ることができるよう、工賃向上を目指した取組を行います。
- 障害のある人の一般就労移行と就労定着を促進するため、関係機関同士の連携を図る取組を行います。

(1) 総合的な就労支援施策の推進

①福祉的就労支援策の充実

- 就労系障害福祉サービス事業所を利用する障害のある人の生活の安定を図るため、事業所が製作する自主製品の定期的な販売会の開催による流通販路の拡大や製品の付加価値を高める取組を支援し、工賃の向上を図ります。
- 障害のある人の就業機会の拡大・工賃向上を図るとともに、障害のある人と地域との交流や障害についての理解を広めていくために、農福連携を推進します。
- 県における物品の購入や役務の提供について優先発注を行い、就労系障害福祉サービス事業所の受注の拡大を図り、障害のある人の工賃向上を目指します。また、市町村にも優先発注を働きかけます。

②職業能力開発

- 県立和歌山産業技術専門学院において、知的障害のある人を対象とした職業能力開発のカリキュラムを実施します。また、入学生の増加を図るため、訓練内容の充実と周知の強化に努めます。
- 障害のある人の職業能力を高めるため、パソコンの操作や介護業務等の実地訓練を実施します。また、職業訓練生を増やすため、さらに効果的な周知に取り組みます。

③一般就労支援策の充実

- 障害のある人の一般就労移行と就労定着を図るため、各圏域に労働局と共同で設置した「障害者就業・生活支援センター」において、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関や、就労系障害福祉サービス事業所との連携を強化します。

○就労後の定着を図るため、訪問や電話による本人の勤務先との連絡調整や就労したことで新たに生じる生活面の課題に助言を行う「就労定着支援」の充実を図ります。

○障害のある人の一般就労を促進するため、特別支援学校や就労系障害福祉サービス事業所を対象とした研修会を開催し、教員や施設職員等の一般就労に対する取組を支援します。

また、障害のある人が個人の能力を高め、一般就労するために必要な技能訓練や職場における社会人としてのマナーの習得を行う「就労移行支援」の積極的な活用を関係機関に呼びかけます。

○自立支援協議会就労部会を開催し、地域の就労支援のネットワーク強化を図り、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進します。

(2) 雇用の場の拡大

○障害のある人の雇用の場を拡大するため、企業への研修等を通じて、障害者雇用に関する理解を深めます。

○県内に居住する身体障害、知的障害、精神障害のある人を対象とした県職員採用試験を実施し、障害のある人の雇用の促進を図ります。

○障害のある人が安心して働くことができるよう、障害のある人の職場環境への適応を支援するジョブサポーターを育成し、派遣します。

○インターンシップ事業や将来の就職につながる研修の実施を通じ、障害のある人の就労を支援するとともに、企業等における障害及び障害のある人に対する理解を促進します。

○民間企業における障害のある人の雇用の場を拡大するため、県は建設工事に係る委託業務の一部において、障害者雇用を進める企業を配慮した入札を実施します。

また、県内建設業者の入札参加資格審査において、障害者雇用を進める企業に加点を行います。

●雇用・就労における数値目標

項目	2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)	2029年度 (令和11年度)
福祉施設(就労継続支援B型)における平均 工賃月額	17,935円	22,000円	25,000円

4 安心して暮らせる地域づくりの推進

- 障害のある人の暮らしについては、地域移行を最優先するのではなく、それぞれの状態に応じて希望する生活を送ることができるよう、本人の意思決定を尊重した支援を行います。
- 身近な地域での相談支援体制や障害福祉サービスの充実を図り、安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。
- 精神科病院に長期にわたり入院している精神障害のある人については、障害の程度に考慮し、地域生活に関心を持ってもらえるような働きかけを行った上で、退院希望のある人に対して、積極的に退院支援を進めます。
- 障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、障害特性に配慮した防犯対策や消費者トラブルの防止に取り組みます。

(1) 相談支援体制の整備

① 身近な相談支援体制の整備

- 日常生活における課題解決や希望に応じた障害福祉サービス利用等、障害のある人の全般的な相談に応じる相談支援事業所の機能を高めるため、相談支援専門員の養成を継続するとともに、地域の中核的な役割を担う主任相談支援専門員の養成を図ります。
- 障害福祉サービスの質を確保するため、障害のある人の個別支援計画の作成や、サービス提供のプロセス管理を行うサービス管理責任者等の養成を図ります。
- 発達障害者支援センターポラリスにおいて、発達障害児やその家族に対する相談支援やペアレントメンターの養成等を行うとともに、医療・保健・福祉・教育・雇用等の関係者による発達障害者支援地域協議会で地域の課題等を協議し、発達障害者支援センターポラリスを中心とした地域生活支援体制の充実を図ります。
- 障害のある人が利用するサービスの手続きや金銭管理等を行う日常生活自立支援事業を支援します。
- 身近な相談先として、障害児者サポートセンターや和歌山県人権啓発センター、隣保館等を活用し、相談支援体制の充実を図ります。
- 全ての妊産婦及び乳幼児とその保護者を対象に、保健師等の専門職による切れ目のない総合的支援を行う「こども家庭センター」を設置する市町村に対し、財政支援や専門職に対する研修実施等技術支援を行います。

②専門的な相談支援体制の充実

- 地域の課題を協議して解決へ導くため、市町村や障害福祉サービス事業所等により構成される「地域自立支援協議会」をはじめ、市町村が実施する障害児者相談支援事業に障害福祉サービス等の専門的知識を有するアドバイザーの派遣を継続し、基幹相談支援センターのバックアップや相談支援体制の充実強化のための助言等を行います。
- 自ら意思を決定すること（意思を形成及び表明する段階を含む。）に支援が必要な障害のある人等が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、意思決定支援に関する研修を実施し、意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。
- 自らも障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害のある人のために支援を行う体制を強化し、ピアサポートを行う人材を育成します。
- 障害のある人や関係者、障害のある人の相談業務を行う相談支援事業所等を対象として、弁護士相談を実施します。
- 高次脳機能障害支援普及事業支援拠点機関である障害児者サポートセンターにおいて、高次脳機能障害に関する相談支援を行います。

（２）障害福祉サービス等の充実

①サービスの充実等

- 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の結果について、毎年、市町村と共有する機会を設けることにより、障害福祉サービスの質の向上を図ります。
- 障害のある人が安心して適正な障害福祉サービスを利用できるよう、事業者に対して第三者評価事業の実施を働きかけます。

②自立及び社会参加の促進

- 障害のある人の自立を促進するため、視覚障害のある人に対する歩行訓練、音声機能を喪失した人に対する発声訓練、ストマ装具を装着する人に対する装具の指導等、各種訓練等を実施します。
また、身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）を給付し、補助犬を使用する人が飲食店や病院、交通機関等において利用を拒まれることがないよう、普及啓発を進めます。
- 移動に配慮を要する人が外出時に一般道路上に駐車できるようにするため、障害者駐車禁止除外指定車制度の活用を推進します。

- 車椅子利用者用駐車区画等の適正利用を促進するため、移動に配慮を要する人に利用証を交付し、駐車時に掲示する「障害者等用駐車区画利用証制度」の実施協力や駐車区画の拡大を企業等に働きかけます。また、引き続き、県民に対して車椅子利用者用駐車区画等の適正利用について呼びかけます。

(3) 障害のある人の地域移行・地域定着の支援

- 施設に入所している障害のある人のうち希望する人や精神科病院に入院している障害のある人を対象に、地域における生活体験や地域での生活に関する情報提供を行うなど、障害のある人が地域へ戻って生活する意欲を高めるための取組を行います。
なお、精神科病院については、入院中から相談支援事業所、行政、ピアサポーター等に相談できる体制を充実させ、障害のある人の早期退院を目指します。
- 障害のある人が福祉施設を退所または精神科病院を退院して地域で生活するにあたり、「共同生活援助（グループホーム）」の整備を促進するとともに、様々な障害特性等に対応できるよう、職員の資質向上のための研修を行います。
また、移行後の地域での生活を支援するため、「居宅介護」や「生活介護」等の障害福祉サービスを充実するように努めます。
- 地域で生活することを希望する障害のある人を支援するため、地域における生活体制を整える「地域移行支援」、移行後の地域での生活を継続していくため、常時の連絡体制を確保して緊急時に必要な支援を行う「地域定着支援」、定期的に利用者の居宅を巡回訪問する「自立生活援助」の充実に取り組み、活用を呼びかけます。
- 重度化・高齢化した障害のある人の地域での生活を支援するため、24時間支援体制を確保し、相談や家事等の日常生活の援助等を行う「日中サービス支援型指定共同生活援助」の整備を促進します。
- 障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援等を行う地域生活支援拠点について、機能の充実・強化に必要な支援を行います。
- 医師、看護師、支援員等の専門家チームを家庭、施設、学校等に派遣し、地域で生活する障害のある人と介護者に対して、身近なところでリハビリ、相談支援を行います。

(4) 防犯・消費者被害の防止

- 聴覚障害や言語障害のある人等が緊急時に通報できるメール110番システムについて、引き続き広く利用されるよう、周知します。

●地域づくりにおける数値目標

項目	2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)	2029年度 (令和11年度)
相談支援従事者初任者研修(A日程) 修了者数(累計)	1,510人	1,917人	2,229人
相談支援従事者主任研修修了者数(累計)	41人	89人	125人
相談支援従事者現任研修修了者数(累計)	958人	1,414人	1,768人
サービス管理責任者等基礎研修修了者数 (累計)	568人	1,359人	1,959人
サービス管理責任者等実践研修修了者数 (累計)	163人	852人	1,452人
サービス管理責任者等更新研修修了者数 (累計)	746人	1,867人	3,075人
ピアサポート研修の修了者数(累計)	14人	74人	119人

5 保健・医療の充実

- 障害や障害の原因となる疾病等の早期発見・早期治療を推進するため、適切な医療やリハビリテーション等を受けることができる体制づくり等を推進します。
- 依存症、自殺、ひきこもり等の対策として、精神保健福祉センターや保健所を中心として、身近な地域における相談体制の充実を図り、こころの健康づくりに取り組みます。

(1) 障害の原因となりうる疾病等の予防

- 引き続き安心して出産できる環境確保のため、周産期母子医療センターの運営を補助するとともに、安心して出産できる環境づくりを支援するため、妊産婦に対し交通費等を支給する市町村に補助を行います。併せて産科医師確保の取り組みを推進し、持続可能な周産期医療体制の実現を目指します。
- 障害の原因となりうる病気を早期に発見し、治療や適切な支援につなげるため、新生児を対象に先天性代謝異常等検査を行うとともに、市町村が実施する妊婦・乳幼児健康診査に対する技術的な助言を行います。

(2) 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

①医療の充実、提供等

- 障害のある人が適切な医療を受けられるよう、医療費助成制度により、負担軽減を図ります。

医療費助成制度	対象となる障害等	制度の内容
自立支援医療制度（精神通院医療）	精神障害	原則1割負担（所得により自己負担上限額あり）
自立支援医療制度（育成医療）	児童の身体障害	原則1割負担（所得により自己負担上限額あり）
自立支援医療制度（更生医療）	大人の身体障害	原則1割負担（所得により自己負担上限額あり）
重度心身障害児（者）医療費助成制度	重度の心身障害・知的障害等	保険医療の自己負担相当額（所得制限あり）
難病医療費助成制度	難病	原則2割負担（所得により自己負担上限額あり）
小児慢性特定疾病医療費助成制度	児童の難病等	原則2割負担（所得により自己負担上限額あり）

- 必要な時に適切な医療を受けることができるよう、県ホームページや全国統一システムを活用し、医療機関や薬局等の情報提供を行います。
- 医療ニーズの高い障害のある人や子どもが、住み慣れた地域で過ごすことができるよう、高度な専門知識・技術を持った看護師等の育成および確保に向けた支援を行います。

②地域リハビリテーション提供体制の整備

- 高齢者（障害のある高齢者を含む）ができるだけ長く健康で自立した生活を送るために、介護予防から急性期・回復期・維持期まで連続したリハビリテーションの提供が必要です。高齢者それぞれの状況に応じ適切なリハビリテーションを提供できるよう、医療機関等による取組に加え、市町村が行う地域での相談支援、研修、通いの場や地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職の活用などを支援します。
- 地域リハビリテーションを推進するため、中核となる県リハビリテーション支援センターを指定するほか、県内全域で地域リハビリテーション広域支援センターを指定し、地域の実情に応じてリハビリテーションの提供体制の整備、充実を図ります。
- 地域で生活する障害のある子ども等を支援するため、県では、身近な地域でリハビリ及び相談等を受けられる体制の充実を図ります。

③難病のある人に対する保健医療の充実

- 指定難病の患者に対し、医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成するとともに、難病指定医等に対する研修を実施し、難病に関する医療の質の向上を図ります。
また、小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、医療費の自己負担分の一部を助成し、患児家庭の負担軽減を図ります。
- 県立保健所、難病・子ども保健相談支援センターにおいて、難病患者やその家族に対し、難病の療養生活や就労・就学等の相談支援業務を実施します。
また、和歌山神経難病医療ネットワークによる、入院受け入れ先の紹介、調整等、神経難病患者・家族の療養を支援します。
さらに、家族など介護者の療養等により、一時的に介護を受けることが困難になった人工呼吸器等を使用している重症難病患者に対し、短期間、入院する取り組みを推進します。

（3）精神保健・医療施策の推進

①こころの健康づくり

- 県立保健所において精神保健福祉士や保健師による相談や訪問活動を行うとともに、定期的に精神科医による「こころの健康相談」を実施することで、身近な地域におけるこころの悩みや精神疾患に関する相談体制を充実します。
- 精神保健福祉センターにおいて、ストレス相談、思春期の悩み相談や、アルコールや薬物、ギャンブル等の依存などの専門性の高い問題についての相談業務を強化します。

- 障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を伸ばすための適切な指導及び必要な支援を行うために、児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの配置拡充を進めます。
- 総合的な自殺対策を行うため、医療、福祉、教育、労働等の関係団体が情報共有を図りながら、自殺に関する教育・啓発活動、相談体制の充実及び自殺未遂者や自死遺族の支援等に取り組みます。
- ひきこもりの状態にある当事者やその家族の支援を行うため、精神保健福祉センターや保健所において相談を受けるとともに、相談につながる啓発を行います。また、若者支援、教育、福祉、労働分野など関係機関との情報共有を通じた支援体制を構築し、加えて、市町村の取組を支援します。

②精神疾患の早期発見・治療

- 多様な精神疾患の早期発見・早期治療を推進するため、精神科病院と診療所が情報共有や役割分担をしながら適切な医療を提供する連携体制を構築します。
- 夜間、休日の急な精神疾患の発症、症状の悪化に対する相談に応じ、緊急の入院に対応するため、精神科病院の空床確保に努めます。また、精神科救急情報センターにおいて、受診の必要性や緊急性を見極め、適切な精神科医療受診を支援します。
- 精神科病院や訪問看護ステーションを運営する法人、保健所等が連携し、地域で生活する未受診者及び受療中断者等に対して、24時間体制でアウトリーチ（訪問支援）を行う体制を整備します。
- 認知症の早期発見・早期治療につなげる医療体制を充実するため、かかりつけ医や歯科医師、薬剤師、病院勤務の医療従事者、病院勤務以外の医療従事者を対象とした研修を実施し、認知症対応能力の向上を推進します。
- 認知症の人が地域で安心して生活ができるよう、中心的な役割を担う基幹型センターである和歌山県立医科大学附属病院に加え、2次医療圏ごとに1か所ずつ「認知症疾患医療センター」を整備し、専門的医療の提供、地域の保健医療・介護機関等との連携や研修の実施により、地域において認知症を早期に発見し、診断・治療につなげる医療体制を構築します。
また、今後増加することが見込まれる認知症疾患患者への対応を円滑に進めるため、基幹型センターと連携して、事業評価や人材育成などを通じて、認知症疾患医療センターの質の確保を図ります。
- 精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、各圏域自立支援協議会において、課題解決に取り組み、医療、福祉、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育等が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

○県内で新たに精神科の診療をはじめの医師に対する返還免除付き研修・研究資金の貸与を行い、公立病院で不足する精神科医師の確保を図ります。

6 住みやすい生活環境づくりの推進

- 障害のある人の自立と社会参加を進めるため、障害のある人の安全に配慮した生活環境づくりに取り組みます。
- 障害のある人が地域で安全に生活できるよう、「和歌山県福祉のまちづくり条例」に基づき、歩道、建物、公共交通機関等のバリアフリー化に取り組みます。

(1) 住宅・建築物のバリアフリー化の推進

- バリアフリーが施されていない建築物については、改築や改修にあわせてバリアフリー化を働きかけます。既存の民間施設のバリアフリー化を支援するために、アドバイザー（建築士）を派遣し、バリアフリー改修時の技術的なポイントについてアドバイスします。
- 県営住宅のバリアフリー化を進めます。また、入居者募集の際、障害のある人等に優先枠を設け、入居機会の拡充を図ります。

(2) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

①公共交通機関のバリアフリー化の推進

- 障害のある人をはじめ、県民誰もが利用しやすいよう鉄道駅のバリアフリー化整備やノンステップバスの導入等を推進します。

②安全な交通の確保

- 歩行空間のバリアフリー化を推進するため、バリアフリー型信号機及び横断歩道上のエスコートゾーンの新設及び更新を実施します。
- 通行の安全を確保するために、歩道上の段差解消、点字ブロックの設置、無電柱化等を推進します。

●生活環境における数値目標

項目	2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)	2029年度 (令和11年度)
県営住宅のバリアフリー化整備	31%	32%	33%
バリアフリー型信号機の設置 (新規設置と既設改良を含めた合計)	73交差点	113交差点	143交差点
横断歩道上のエスコートゾーンの設置 (新規設置と既設改良を含めた合計)	47交差点	67交差点	82交差点

7 情報アクセシビリティ・コミュニケーションに係る支援の充実

- 障害のある人が円滑に情報を入手し、コミュニケーションを行えるよう、障害特性に応じた情報提供及び意思疎通支援に取り組みます。
- 障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、環境整備に取り組みます。
- 手話やろう者に対する県民の理解促進や、手話の習得の機会の確保等、手話を使いやすい環境づくりを推進します。

(1) 情報バリアフリー化の推進

① ICTの活用

- 視覚や聴覚に障害のある人の情報アクセシビリティ向上のため、ICT機器の紹介及び貸出、機器の利用に係る相談や講習会など、ICTの発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、総合的な支援を行います。
- 音声読み上げソフト等を導入したパソコンの操作等を支援するボランティアを養成し、希望する障害のある人の自宅に派遣します。今後もより多くの障害のある人にボランティアの派遣が利用されるよう、周知の徹底を図ります。

② アクセシビリティ向上

- 障害のある人に配慮し、広報紙「県民の友」の点字版・音声版を制作し、希望者に配付します。併せて、県ホームページ上にも音声版データを掲載します。また、テレビ広報番組「きのくに21」において手話通訳映像を挿入し、放送します。
- 障害のある人に配慮し、「県議会だより」の点字版・音声版を制作し、希望者に配付します。また、和歌山県議会テレビ広報番組として「県議会手話だより」を放送するとともに、本会議インターネット中継には手話通訳の画面を挿入します。併せて、本会議場傍聴席に手話通訳付き動画を映すモニターを設置します。
- アクセシビリティに配慮した県ホームページ作成システムを運営します。
- 点字による文書を受け入れる体制を整え、視覚障害のある人の県政に対する意見や要望を広く受け入れます。

(2) 情報提供の充実

① 障害特性に応じた情報提供

- 障害福祉課及び各振興局健康福祉部に手話通訳者を配置し、聴覚障害のある人の情報保障を行います。

- 視聴覚障害者情報提供施設(点字図書館及び聴覚障害者情報センター)において、視覚や聴覚に障害のある人に対し、ニーズに応じた情報提供等を行います。
点字図書館では、点字図書及び録音図書の制作や貸出、点訳・音訳ボランティアの養成、視覚障害のある方に関する相談を実施します。
聴覚障害者情報センターでは、手話・字幕入りDVDの貸出、手話通訳者や要約筆記者の養成及び派遣、社会生活や日常生活に係る知識や技術を習得するための講習会等を実施します。
- 県立図書館において、視覚障害のある人に対して、対面朗読や電話での地方新聞の朗読を行うとともに、障害のある人の希望に応じて資料の郵送貸出等を行います。また、視覚障害者等用データ送信サービスやサピエ図書館の利用促進を図ります。

②意思疎通支援者の養成・確保

- 手話通訳者や要約筆記者を養成し、聴覚障害のある人が参加する県主催行事、複数の市町村住民が参加する会議や講演会等に配置します。
- 盲ろう者の自立と社会参加を推進するため、盲ろう者が外出する際にコミュニケーション及び移動の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成し、派遣します。
- 失語症者の自立と社会参加を促進するため、失語症者の意思疎通を支援する失語症者向け意思疎通支援者を養成し、派遣します。
- 現に手話通訳士、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員及び失語症者向け意思疎通支援者として意思疎通支援に携わる者のスキルアップと資質の向上を図ります。
- 点訳・音訳を行う者を養成し、視覚障害者のニーズに基づき、活字の点字化、音声化を支援します。

③手話の普及・推進

- 県民、事業者等が、ろう者や手話に関する理解を深めることができるよう、QRコードを活用した動画配信、県広報媒体(県民の友、県ホームページ等)や「県政おはなし講座」「あいサポーター研修」等を活用し、手話についての啓発を進めます。
- 手話の普及を図るため、県民が身近な地域で手話に触れるきっかけとなる初心者向け講座を開催します。また、挨拶等の簡単なやり取りができるレベルを目指す連続講座を開催します。
- 窓口で手話によるあいさつや筆談を交えてコミュニケーションをとり、自己紹介や用件確認等の基本的な対応ができるよう、県職員、市町村職員、事業所職員を対象とした研修を行います。

○学校における手話の普及を促進するため、ろう学校全職員を対象とした研修や、聴覚に障害のある子供が通う幼稚園、学校等の教員に対する研修を行います。

●情報アクセシビリティ・コミュニケーションにおける数値目標

項目	2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)	2029年度 (令和11年度)
パソコンボランティア登録者数	21人	26人	31人
点訳・音訳ボランティア登録者数	68人	72人	75人
手話通訳者登録者数	95人	117人	135人
要約筆記者登録者数	25人	57人	81人
盲ろう者向け通訳・介助員登録者数	112人	146人	206人
失語症者向け意思疎通支援者登録者数	23人	60人	84人
手話通訳者派遣件数	167件	214件	259件
要約筆記者派遣件数	61件	89件	108件
盲ろう者向け通訳・介助員派遣件数	74件	110件	140件
失語症者向け意思疎通支援者派遣件数	0件	140件	170件

8 防災対策の推進

- 地震、津波、風水害等の災害による「犠牲者ゼロ」の実現のため、災害時に配慮が必要となる障害のある人への取組を推進します。
- 災害発生時の被災者へのこころのケア支援体制の充実を図ります。

(1) 被災時の避難対策等

- 災害発生時、聴覚障害のある人には「防災わかやまメール配信サービス」を活用して迅速に情報提供を行います。視覚障害のある人には市町村の防災行政無線、テレビやラジオ等音声を活用した情報提供を行います。また、誰もが安全に避難できるよう、様々な手段によって、気象情報、避難情報や避難所開設情報等、必要な情報を提供します。
- 住民のプライバシーに配慮を行いつつ、障害のある人の状況把握に努め、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の定期的な更新及び避難支援関係者への名簿の事前提供を市町村に働きかけます。
また、個々の避難行動要支援者に対する避難支援体制についての個別避難計画作成、情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備等、避難行動要支援者の安全確保に取り組むよう併せて働きかけます。
- 障害のある人においては、一般避難所への避難に加え、福祉避難所への直接避難も可能（事前調整がなされている場合に限る。）であることから、個別避難計画等の作成プロセスを通じて調整される直接避難の検討について、市町村に働きかけを行います。
また、福祉避難所の適正な件数の確保を市町村に働きかけるとともに、障害のある人が安心して過ごせる避難所が運営できるよう、防災ボランティアの確保等に取り組めます。
- 障害のある人を支えるボランティアの日頃の活動や関係が災害時にも活かされるよう、県社会福祉協議会に設置した県災害ボランティアセンターの取組（災害時対応訓練等）を支援するとともに、災害時に迅速な対応ができるよう、災害ボランティアの確保を一層進めます。
- 難病患者や小児慢性特定疾病児童及びその家族の災害対策として、災害対策研修会を継続的に開催します。
また、人工呼吸器使用者など在宅で療養する重症難病患者等の特性を踏まえた個別避難計画の策定を支援します。

(2) その他の災害対策

- 土砂災害の防止・被害軽減のために、警戒避難体制の整備を促進するとともに、防災拠点や避難場所、要配慮者利用施設が保全対象となっている土砂災害警戒区域等について、引き続き重点的に整備を進めます。

- 災害発生時等の緊急支援体制の強化を図るため、D P A T（災害派遣精神医療チーム）を整備します。また、災害発生時の派遣に必要な知識の向上を図るため、市町村、保健所、精神科病院の職員に対して、D P A Tの活動内容や災害時の精神保健福祉活動等に関する研修を行います。

9 文化芸術活動・パラスポーツの推進

- 障害のある人が生きがいを感じ、充実した生活を送ることができるよう、文化芸術活動やパラスポーツに取り組める機会や環境づくりに取り組みます。
- 障害のある人の社会参加を促進するため、文化芸術活動やパラスポーツを通じ、身近な地域の人や団体等の様々な方と交流する機会を創出します。
- 身近な場所で文化芸術活動やパラスポーツに親しめる環境づくりのため、支える人材の育成等に取り組みます。

※パラスポーツとは、広く障害者スポーツを表す言葉です。

(1) 文化芸術活動の推進

- 障害のある人による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を目的に、障害者芸術に係る人材育成研修を実施します。具体的には、各事業所等へ講師を派遣する「出前教室」や障害福祉サービス事業所職員、特別支援学校教職員等を対象とした研修会を開催します。
- 障害のある人が制作した絵画等作品の発表機会を提供し、文化芸術活動を通じた社会参加を図るとともに、障害のある人となない人が交流し、感動を分かち合うことにより、県民の障害に対する理解と認識を深めるため、和歌山県内在住の障害のある人又は障害のある人を含むグループを対象に、作品展「紀ららアート展」を開催します。
- 障害のある人に対して、気軽に芸術文化に触れられる機会を提供するため、県内在住の障害のある人を対象に、講師をお招きし、気軽に芸術文化に触れられる体験型ワークショップ「ふれあいアート体験」を開催します。
- 文化芸術活動を行う障害のある人やその家族、福祉施設、文化施設、支援団体等を支援し、文化芸術活動における支援方法等の相談支援や文化芸術活動を支援する関係者ネットワークづくり、情報収集・発信等を行っていきます。
- ユニバーサルデザインによる鑑賞の機会を提供する等、誰もが文化芸術活動に参加できる環境づくりを推進します。
- 点字図書館の利用対象者を、視覚障害のある人だけでなく、読字に困難がある発達障害のある人、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことやページをめくるのが難しい身体障害のある人にも対象を広げ、読書環境の推進に取り組みます。

(2) パラスポーツの推進

- 障害のある人がスポーツに取り組むきっかけや輝ける舞台となるよう、県障害者スポーツ大会等の各種大会を開催します。
また、各種大会の開催により、障害のある人に対する社会の理解と認識を深められるよう取り組みを推進します。

- 和歌山県選手団の一員として全国障害者スポーツ大会に派遣することで、社会参加の促進や全国のパラアスリートとの交流及び自立に向けた経験の機会を創出します。
また、派遣選手が強化練習会や練習試合等に参加することにより、本県全体におけるパラスポーツの競技力向上を図ります。

- 障害のある人がスポーツに参加するきっかけとなるよう、パラスポーツ教室や体験会を開催します。
また、教室等の開催により地域における人材の育成が図られ、パラスポーツ実施環境づくりにつながるよう努めるとともに、体験会等参加者が次のステップとして競技会へ参加するといった継続的なスポーツの実施に寄与する取り組みを推進します。

- 障害のある人の社会参加の促進や県民の理解促進のため、障害の程度にとらわれず、また障害のある人もない人も楽しめるレクリエーションスポーツイベントを開催します。

- パラスポーツへの参加促進のため、障害のある人を支援し、適切な指導が行える人材を養成することを目的に、パラスポーツ指導員の養成講習を開催します。

- 障害児者サポートセンター内に整備した温水プールや体育館の利用を促進し、障害のある人がスポーツを実施する機会の増加を図ります。

- 全国レベル、世界レベルでの活躍が期待できるパラアスリートの育成を推進するため、全国障害者スポーツ大会への派遣等を通じて、県内パラアスリート、競技チーム等の活動を支援します。

●パラスポーツにおける数値目標

項目	2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)	2029年度 (令和11年度)
県内で開催される障害者スポーツ大会等への参加者数	894人	2,600人	2,800人

第4章 障害福祉サービス確保 のための取組等

(第7期和歌山県障害福祉計画)

(第3期和歌山県障害児福祉計画)

第4章 障害福祉サービス確保のための取組等

第1項 成果目標の設定及び主な取組

1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況

		成果目標	令和5年度 目標値	令和4年度 実績値
1	福祉施設入所者の地域生活への移行	障害者支援施設から地域生活へ移行した者 (R2-R4累計)	35人	23人
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日	321.2日 (令和元年度)
		精神病床における1年以上の長期入院患者数 (65歳以上)	533人	603人
		精神病床における1年以上の長期入院患者数 (65歳未満)	398人	386人
		精神科病院に入院した患者の入院後3か月時点の退院率	69.0%	63.5%
		精神科病院に入院した患者の入院後6か月時点の退院率	86.0%	86.5%
		精神科病院に入院した患者の入院後1年時点の退院率	92.0%	91.6%
3	福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設からの一般就労移行者数	126人	104人
		うち就労移行支援事業に係る移行者数	52人	34人
		うち就労継続支援A型に係る移行者数	31人	22人
		うち就労継続支援B型に係る移行者数	39人	42人
		うち就労定着支援事業の利用者の割合	70.0%	13.2%
		就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	100.0%	69.0%
		福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	100人	70人
4	障害児支援の提供体制の整備等	「児童発達支援センター」を各障害保健福祉圏域に1か所以上設置	8圏域	7圏域
		主に重症心身障害児を支援する「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」を各障害保健福祉圏域に1か所以上設置	8圏域	7圏域
		医療的ケア児コーディネーターを県及び各障害保健福祉圏域に設置	県+8圏域	2圏域

2 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標及び主な取組

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の暮らしについては、地域生活への移行を最優先するのではなく、それぞれの状態に応じ、希望する生活を送ることができるよう、本人の意思決定を尊重した支援を実施します。

【成果目標】

項目	2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)
令和4年度末時点の施設入所者(1,188人)のうち、地域生活への移行者数(累計)	23人	20人
	(令和2~4年度累計)	(令和5~8年度累計)

【主な取組】

① 障害のある人の地域移行・地域定着の支援

- 施設に入所している障害のある人のうち希望する人を対象に、地域における生活体験や地域での生活に関する情報提供を行うなど、入所者が地域へ戻って生活する意欲を高めるための取組を行うとともに、保護者にも不安を和らげるための説明を実施するよう福祉施設等に働きかけます。
- 障害のある人が福祉施設を退所して地域で生活するにあたり、「共同生活援助(グループホーム)」の整備を促進するとともに、様々な障害特性等に対応できるよう、職員の資質向上のための研修を行います。
- 重度化・高齢化した障害のある人の地域での生活を支援するため、24時間支援体制を確保し、相談や家事等の日常生活の援助等を行う「日中サービス支援型指定共同生活援助」の整備を促進します。
- 地域で生活することを希望する障害のある人を支援するため、地域における生活体制を整える「地域移行支援」、移行後の地域で常時の連絡体制を確保して緊急時に必要な支援を行う「地域定着支援」、定期的に利用者の居宅を巡回訪問する「自立生活援助」の充実に取り組み、活用を呼びかけます。
- 移行後の地域での生活を支援するため、「居宅介護」や「生活介護」等の障害福祉サービスを充実するように努めます。
- 医師、看護師、支援員等の専門家チームを家庭、施設、学校等に派遣し、地域で生活する障害のある人と介護者に対して、身近なところでリハビリ、相談支援を行います。

② 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

○障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援等を行う地域生活支援拠点について、機能の充実・強化に必要な支援を行います。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神科病院に入院している精神障害のある人については、障害の程度を考慮し、地域生活に関心をもってもらえるよう働きかけを行った上で、退院希望のある人に対し、積極的に退院支援を進めます。また、精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、福祉、介護等の連携を進めます。

【成果目標】

項目	2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)
精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数	321.2日 (令和元年度)	331日
精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上)	603人	556人
精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳未満)	386人	333人
精神科病院に入院した患者の入院後3か月時点の退院率	63.5%	69.0%
精神科病院に入院した患者の入院後6か月時点の退院率	86.5%	88.0%
精神科病院に入院した患者の入院後1年時点の退院率	91.6%	92.0%

【主な取組】

- 地域で生活することを希望する障害のある人を支援する地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療、福祉関係者による協議の場の効果的な運営を図ります。
- 精神科病院や訪問看護ステーションを運営する法人、保健所等が連携し、地域で生活する未受診者及び受療中断者等に対して、24時間体制でアウトリーチ（訪問支援）を行う体制を整備します。
- 精神科病院に入院している障害のある人を対象に、地域における生活体験や地域での生活に関する情報提供を行うなど、障害のある人が地域へ戻って生活する意欲を高めるための取組を行います。
- 精神科病院に入院中から相談支援事業所、行政、ピアサポーター等に相談できる体制を充実させ、障害のある人の早期退院を目指します。

○地域で生活することを希望する障害のある人を支援するため、地域における生活体制を整える「地域移行支援」、移行後の地域での生活を継続していくため、常時の連絡体制を確保して緊急時に必要な支援を行う「地域定着支援」、定期的にご利用者の居宅を巡回訪問する「自立生活援助」の充実に取り組み、活用を呼びかけます。【再掲】

○障害のある人が精神科病院を退院して地域で生活するにあたり、「共同生活援助（グループホーム）」の整備を促進するとともに、様々な障害特性等に対応できるよう、職員の資質向上のための研修を行います。

○移行後の地域での生活を支援するため、「居宅介護」や「生活介護」等の障害福祉サービスを充実するように努めます。【再掲】

（3）福祉施設から一般就労への移行等

障害のある人の一般就労移行と就労定着を促進するため、関係機関同士の連携を図るとともに、インターンシップ事業や将来の就職につながる研修等を実施します。

【成果目標】

項目	2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)
福祉施設からの一般就労移行者数	104人	123人
うち就労移行支援事業に係る移行者数	34人	44人
うち就労継続支援A型に係る移行者数	22人	26人
うち就労継続支援B型に係る移行者数	42人	49人
一般就労移行率5割以上の就労移行支援事業所の割合	20.0%	50.0%
就労定着支援事業の利用者数	39人	58人
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	66.7%	100.0%

【主な取組】

○障害のある人の一般就労移行と就労定着を図るため、各圏域に労働局と共同で設置した「障害者就業・生活支援センター」において、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関や、就労系障害福祉サービス事業所との連携を強化します。

○就労後の定着を図るため、訪問や電話による本人の勤務先との連絡調整や就労したことで新たに生じる生活面の課題に助言を行う「就労定着支援」の充実を図ります。

○障害のある人の一般就労を促進するため、特別支援学校や就労系障害福祉サービス事業所を対象とした研修会を開催し、教員や施設職員等の一般就労に対する取組を支援します。

また、障害のある人が個人の能力を高め、一般就労するために必要な技能訓練や職場における社会人としてのマナーの習得を行う「就労移行支援」の積極的な活用を関係機関に呼びかけます。

○インターンシップ事業や将来の就職につながる研修の実施を通じ、障害のある人の就労を支援するとともに、企業等における障害及び障害のある人に対する理解を促進します。

○自立支援協議会就労部会を開催し、地域の就労支援のネットワーク強化を図り、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進します。

(4) 障害児支援の提供体制の整備等

障害のある子どもに対する支援については、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関と連携を図った上で、障害のある子ども及びその家族に対し、乳幼児期から一貫した療育支援の体制を確立するための取組を行います。

【成果目標】

項目	2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)
「児童発達支援センター」を各障害保健福祉圏域に1か所以上設置	7圏域	8圏域
主に重症心身障害児を支援する「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」を各障害保健福祉圏域に1か所以上設置	7圏域	8圏域
医療的ケア児等コーディネーターを県及び各障害保健福祉圏域に設置	2圏域	県+8圏域

【主な取組】

○障害児者サポートセンター等の専門機関で、障害のある子どもに関する相談に対応し、専門的な助言、指導を行います。

○乳幼児健康診査等の結果、心身の発達・発育に遅れや問題が発見された乳幼児とその保護者を対象に、医師等による療育相談指導を実施します。また、市町村や関係機関と緊密に連携し、切れ目なく円滑に早い段階で療育支援につなげます。

○障害のある未就学の子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援センター」について、未設置の障害保健福祉圏域への設置を働きかけます。

- 県内全ての市町村で、障害のあるこどもが集団生活に適応できるように保育所、学校等に指導を行う「保育所等訪問支援」サービスの利用を促進するため、「児童発達支援センター」を中核とした地域の療育支援体制を確立します。
- 重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した重症心身障害児を支援する「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」について、各圏域に1か所以上設置し、重症心身障害児が身近な地域で必要な支援を受けることができる体制づくりを推進します。
- 医療的ケア児や重症心身障害児に対する支援を適切に行える人材及び地域において保健、医療、福祉、保育、教育等関係者からの必要な支援を総合的に調整するコーディネーターを養成します。
- 医療的ケアが必要な障害児等が、生活スタイルを選択できる体制づくりを推進します。具体的には、医療的ケア児等支援センターが相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援、関係機関等への情報提供を実施するとともに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進、各圏域の医療的ケア児支援体制整備のサポートを行います。
- 障害児入所施設に入所している児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、移行調整に係る協議の場を設置します。
- 保護者が仕事等の理由で昼間家庭にいない児童に、遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブ（学童保育）において、障害のあるこどもの利用を促進するため、専門的知識を有する職員の配置を支援します。
- 聴覚障害の早期発見・早期支援が切れ目なく図られるよう、聴覚障害児支援拠点を中心に、保健・医療・福祉・教育の連携を強化するとともに、きこえとことばに不安のある乳幼児とその保護者に対して、「乳幼児きこえとことば相談」による地域巡回を通じて、適切な情報発信や相談支援を行います。
- 新生児聴覚スクリーニング検査や乳幼児健康診査等の結果、発見された身体障害者手帳対象外の軽度・中等度難聴児について、早期の補聴器装用を支援します。

(5) 相談支援体制の充実・強化及び障害福祉サービス等の質の向上等

- 地域の課題を協議して解決へ導くため、市町村や障害福祉サービス事業所等により構成される「地域自立支援協議会」をはじめ、市町村が実施する障害児者相談支援事業に障害福祉サービス等の専門的知識を有するアドバイザーの派遣を継続し、基幹相談支援センターのバックアップや相談支援体制の充実強化のための助言等を行います。

- 自ら意思を決定すること（意思を形成及び表明する段階を含む。）に支援が必要な障害のある人等が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、意思決定支援に関する研修を実施し、意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。
- 自らも障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害のある人のために支援を行う体制を強化し、ピアサポートを行う人材を育成します。
- 発達障害者支援センターポラリスにおいて、発達障害児者やその家族に対する相談支援やペアレントメンターの養成等を行うとともに、医療・保健・福祉・教育・雇用等の関係者による発達障害者支援地域協議会で地域の課題等を協議し、発達障害者支援センターポラリスを中心とした地域生活支援体制の充実を図ります。
- 高次脳機能障害支援普及事業支援拠点機関である障害児者サポートセンターにおいて、高次脳機能障害に関する相談支援、研修事業及び普及啓発を行います。
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の結果について、毎年、市町村と共有する機会を設けることにより、障害福祉サービスの質の向上を図ります。
- 障害のある人の人権の理解を深め、より人権尊重の観点に立った障害福祉サービスを提供するため、市町村等行政職員や事業所の管理者、人権擁護推進員だけでなく、医療機関や教育機関で働く関係者に対しても研修を実施します。
- 障害福祉サービス事業所の従事者を対象に、強度行動障害がある人に対する対応についての専門的な研修を行い、広域的支援人材を養成し、障害福祉サービスの質の向上を図ります。
- 障害のある人が安心して適正な障害福祉サービスを利用できるよう、事業者に対して第三者評価事業の実施を働きかけます。

第2項 障害福祉サービス確保のための取組等

1 障害福祉サービス等の見込量

(1) 障害保健福祉圏域の設定

障害のある人の支援にあたっては、市町村間の連携を図り、広域的な視点から各種施策を総合的・計画的に進めるために、次の8つの障害保健福祉圏域を設定します。
(表1及び図1のとおり)

表1 障害保健福祉圏域と構成市町村一覧

圏域名	構成市町村名
和歌山市圏域	和歌山市
海草圏域	海南市、紀美野町
那賀圏域	紀の川市、岩出市
伊都圏域	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
有田圏域	有田市、湯浅町、広川町、有田川町
日高圏域	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町
西牟婁圏域	田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町
東牟婁圏域	新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

図1 障害保健福祉圏域図

圏域図



(2) 障害福祉サービス等の種類

・訪問系サービス

居宅介護	入浴、排せつ及び食事等の介護等、居宅での生活全般にわたる援助を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で、常に介護を必要とする人等に、居宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行う
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出時に必要な援助等を行う
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人が行動する際に生じ得る危険回避のために必要な支援、外出時に必要な援助を行う
重度障害者等包括支援	意思疎通を図ることに著しい障害があり介護の必要の程度が著しく高い人に、生活全般にわたる援助を行うため複数のサービスを包括的にを行う

・日中活動系サービス

生活介護	常に介護を必要とする人に、事業所で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動または生産活動の機会を提供する
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活ができるよう、一定期間、理学療法等のリハビリテーションや生活能力向上のために必要な訓練を行う
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活ができるよう、一定期間、入浴や排せつ及び食事に関する生活能力の向上のために必要な訓練を行う
就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する（令和7年度から開始）
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、事業所で、就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練を行う
就労継続支援（A型）	雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人を対象に、雇用契約を結び、就労の機会の提供や就労に必要な知識を習得するための訓練を行う
就労継続支援（B型）	雇用契約に基づく就労が困難である人に、日中の作業活動を通して就労体験をし、就労にむけた知識や能力等を習得するための訓練を行う
就労定着支援	障害のある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行う
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関でもある事業所で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う
短期入所（福祉型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、障害福祉施設等において、短期間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事の介護等を実施する
短期入所（医療型）	自宅で介護する人が病気の場合等に、重症心身障害児者等を対象に病院・介護老人保健施設等において、短期間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事の介護等を実施する

・ 居住支援、施設系サービス

自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行う（平成30年度から開始）
共同生活援助	障害のある人に対して、主に夜間に、共同生活を営む住居で相談・入浴・排せつ・食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う
施設入所支援	施設に入所している障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活の支援を行う

・ 相談支援

計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定に係るサービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整を行う
地域移行支援	障害者支援施設に入所又は精神科病院に入院している障害のある人等に対し、地域生活移行のための活動に対する相談、障害福祉サービス事業者等への同行支援等を行う
地域定着支援	単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行う

・ 障害児支援

児童発達支援	障害のあるこどもを通所させて、日常生活における基本動作の指導、自立した生活に必要な知識・技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行う
放課後等デイサービス	障害のある児童生徒に対し、放課後や長期休暇中において日常生活動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うとともに放課後等の居場所づくりを推進する
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害のある児童生徒が集団生活に適応することができるよう、障害のある児童生徒や保育所などのスタッフに対し専門的な支援を行う
居宅訪問型児童発達支援	障害のあるこどもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行う
障害児相談支援	障害のあるこどもが、児童発達支援や放課後等デイサービス等を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとに、障害児支援利用計画を見直す（モニタリング）を行う
福祉型障害児入所施設	障害のあるこどもが入所して、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設
医療型障害児入所施設	障害のあるこどもが入所して、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行い、治療も行う施設
医療的ケア児等コーディネーター	医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携を図り、医療的ケア児等の生活の場に多職種が包括的に関わることができるよう総合調整を行う

(3) 障害福祉サービス等の見込量

- 障害福祉サービス等の見込量（以下「サービス」という。）については、市町村の見込量の集計したものを基本として定めます。
- サービスの見込量は、一部のサービスを除き、県全体及び障害保健福祉圏域ごとに定めています。
- 生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、施設入所支援については、定員ベースで設定しています。
- 令和5年度実績見込みは、和歌山県国民健康保健連合会のデータを基に、令和5年4月～9月の実績の平均で算出しています。
- 生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、施設入所支援の令和5年度の実績見込みは、令和6年1月1日時点の定員数となっています。福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の令和5年度の実績見込みは、令和6年1月1日時点の入所者数となっています。

① 県内の障害者手帳交付状況（令和5年3月31日現在。上段：人、下段：構成比）

身体障害者手帳

視覚障害	聴覚・平衡 音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
3,235	6,097	27,556	15,586	52,474
6.2%	11.6%	52.5%	29.7%	100.0%

療育手帳

A 1	A 2	B 1	B 2	合計
1,483	1,743	2,554	4,851	10,631
13.9%	16.4%	24.0%	45.7%	100.0%

精神障害者保健福祉手帳

1 級	2 級	3 級	合計
766	4,419	4,687	9,872
7.7%	44.8%	47.5%	100.0%

② 県全体の障害福祉サービス等の見込量

○訪問系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	42,033	46,235	48,664	51,265
	人	2,517	2,665	2,796	2,934
重度訪問介護	時間	10,011	11,649	13,599	16,518
	人	47	54	58	63
同行援護	時間	4,072	4,390	4,651	4,951
	人	266	285	297	312
行動援護	時間	1,815	1,941	2,064	2,153
	人	69	67	71	75
重度障害者等包括支援	時間	0	89	89	90
	人	0	2	2	3

○日中活動系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分		50,404	51,250	52,082
	人	2,951	3,160	3,387	3,593
自立訓練(機能訓練)	人日分	100	163	183	164
	人	9	12	13	13
自立訓練(生活訓練)	人日分	2,201	2,535	2,723	2,935
	人	148	174	188	204
就労選択支援	人			56	81
就労移行支援	人日分	2,533	2,729	2,979	3,304
	人	154	170	184	203
就労継続支援(A型)	人日分		16,899	17,501	18,134
	人	964	1,085	1,228	1,365
就労継続支援(B型)	人日分		59,889	61,559	63,341
	人	3,668	4,070	4,412	4,717
就労定着支援	人	34	62	67	74
療養介護	人	269	276	276	275
短期入所(福祉型)	人日分	2,397	2,680	2,844	3,035
	人	244	274	295	320
短期入所(医療型)	人日分	292	359	374	386
	人	55	53	55	57

○居住系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	9	26	28	34
共同生活援助	人	1,633	1,744	1,849	1,957
施設入所支援	人	1,193	1,193	1,193	1,193

○相談支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	2,379	2,477	2,635	2,806
地域移行支援	人	9	31	32	37
地域定着支援	人	65	93	99	107

○障害児通所支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分	11,874	12,434	12,765	13,115
	人	1,016	1,066	1,098	1,131
放課後等デイサービス	人日分	29,312	30,045	32,072	34,087
	人	2,333	2,487	2,674	2,870
保育所等訪問支援	人日分	54	124	134	153
	人	51	98	107	121
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	27	28	30
	人	0	4	5	7

○障害児入所支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型障害児入所施設	人	68	80	80	80
医療型障害児福祉施設	人	20	20	20	20

○障害児相談支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人	672	719	865	1,048

○都道府県における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	人	1	1	1	1

○市町村における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	人	27	31	32	34

○発達障害者等に対する支援

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数	人	50	50	60	70
ペアレントメンターの人数	人	33	33	33	33
ピアサポート活動への参加人数	人	70	70	70	70

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援	人		37	40	45
精神障害者の地域定着支援	人		98	107	116
精神障害者の共同生活援助	人		519	575	631
精神障害者の自立生活援助	人		26	30	34
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	人		116	128	138
精神病床退院患者の行き先	家庭復帰等	人	110	110	110
	グループホーム・社会復帰施設等	人	10	11	12

(4) 各年度の障害者支援施設及び障害児入所施設の入所定員総数

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者支援施設	人	1,193	1,193	1,193
障害児入所施設	人	496	496	496

2 障害保健福祉圏域毎のサービス見込量等

〈和歌山市圏域〉

【構成市町村】	和歌山市
【面積】	208.85 km ²
【人口】	349,554人（令和5年4月1日現在）
【高齢化率】	30.9%（令和5年1月1日現在）

（1）圏域内の障害者手帳交付状況（令和5年3月31日現在。上段：人、下段：構成比）

身体障害者手帳

視覚障害	聴覚・平衡 音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
1,104	1,920	8,407	5,215	16,646
6.6%	11.6%	50.5%	31.3%	100.0%

療育手帳

A 1	A 2	B 1	B 2	合計
500	639	873	1,699	3,711
13.5%	17.2%	23.5%	45.8%	100.0%

精神障害者保健福祉手帳

1 級	2 級	3 級	合計
309	1,629	1,852	3,790
8.1%	43.0%	48.9%	100.0%

(2) 障害福祉サービス等の見込量(1か月あたり)

〈和歌山市圏域〉

○訪問系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	15,865	17,378	18,524	19,764
	人	1,014	1,107	1,180	1,259
重度訪問介護	時間	5,544	5,780	5,980	6,378
	人	26	29	30	32
同行援護	時間	2,613	2,749	2,889	3,047
	人	150	157	165	174
行動援護	時間	1,501	1,688	1,798	1,872
	人	47	46	49	51
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

○日中活動系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分		15,587	15,720	15,854
	人	825	816	823	830
自立訓練(機能訓練)	人日分	44	44	44	44
	人	4	4	4	4
自立訓練(生活訓練)	人日分	854	1,011	1,104	1,197
	人	59	76	83	90
就労選択支援	人			0	0
就労移行支援	人日分	897	674	744	800
	人	58	48	53	57
就労継続支援(A型)	人日分		6,323	6,382	6,441
	人	339	322	325	328
就労継続支援(B型)	人日分		21,311	21,724	22,136
	人	1,215	1,239	1,263	1,287
就労定着支援	人	10	13	13	13
療養介護	人	88	90	90	89
短期入所(福祉型)	人日分	476	511	601	711
	人	75	79	93	110
短期入所(医療型)	人日分	64	40	44	44
	人	12	10	11	11

○居住系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	2	5	5	5
共同生活援助	人	577	627	690	753

○相談支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	873	904	971	1,043
地域移行支援	人	2	5	5	5
地域定着支援	人	33	43	46	49

○障害児通所支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分	4,973	4,998	5,202	5,406
	人	472	490	510	530
放課後等デイサービス	人日分	11,229	12,121	12,984	13,846
	人	996	1,054	1,129	1,204
保育所等訪問支援	人日分	26	17	18	19
	人	24	17	18	19
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

○障害児相談支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人	141	158	179	202

○市町村における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	人	1	1	1	1

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援	人		12	13	14
精神障害者の地域定着支援	人		57	64	70
精神障害者の共同生活援助	人		250	294	338
精神障害者の自立生活援助	人		7	7	7
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	人		74	82	89

(3) 和歌山市圏域の主な取組

〔地域生活支援体制の充実〕

- 地域生活支援拠点等を障害者の生活全体で支える核として機能させるため、運営する上での課題を共有し、拠点等に関与するすべての機関及び人材の有機的な結びつきを強化していきます。

〔相談支援体制の充実〕

- 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置した基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業所等への専門的指導や助言を行います。また、研修会の開催等を通して相談支援事業者の人材育成に努め、相談支援体制の強化を図るとともに、地域の関係機関との連携を図ります。

〔障害のあるこどもに対する支援〕

- 発達障害を早期に発見し、療育に繋げるために、保育所・幼稚園・こども園、学校、保健センター、保護者等と連携し、適切なサービスの支給決定を行います。また、不安を抱えている保護者に対してきめ細かな支援ができるよう、医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、発達障害のある人やその家族への総合的な支援を行います。

〔就労支援体制の充実・促進〕

- 職場開拓推進員が一般企業を訪問し、障害者雇用に関する啓発活動を行うとともに、関係機関との情報共有を行い、就労を希望する障害のある人とのマッチングにつなげます。

〔精神障害のある人の地域生活支援体制の充実〕

- 自立支援協議会の精神障害者部会を「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の協議の場として位置づけ、保健、医療、福祉関係者と連携し、地域移行の促進や精神障害に特有の地域課題について整理し、安心して地域生活を送ることができるよう重層的な支援体制を構築します。また、退院後の日中活動の場を確保するため、就労移行支援や就労継続支援などの日中活動系サービスをはじめ、地域活動支援センターにおける支援の充実を図ります。

〔社会参加の環境づくり〕

- 文字による情報入手が困難な障害のある人のために点訳や音訳により、市報を定期的に提供します。また、自動車の運転免許の取得や改造に係る費用の一部を助成するなど、障害のある人への支援により社会参加を促進します。

〈海草圏域〉

【構成市町村】	海南市、紀美野町
【面積】	229.40 km ²
【人口】	54,026人（令和5年4月1日現在）
【高齢化率】	38.9%（令和5年1月1日現在）

（1）圏域内の障害者手帳交付状況（令和5年3月31日現在。上段：人、下段：構成比）

身体障害者手帳

視覚障害	聴覚・平衡 音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
196	474	1,801	1,053	3,524
5.6%	13.4%	51.1%	29.9%	100.0%

療育手帳

A 1	A 2	B 1	B 2	合計
98	99	155	276	628
15.6%	15.8%	24.7%	43.9%	100.0%

精神障害者保健福祉手帳

1 級	2 級	3 級	合計
73	338	373	784
9.3%	43.1%	47.6%	100.0%

(2) 障害福祉サービス等の見込量(1か月あたり)

〈海草圏域〉

○訪問系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	2,389	2,830	2,920	3,010
	人	126	148	154	160
重度訪問介護	時間	0	30	30	50
	人	0	2	2	2
同行援護	時間	79	102	102	102
	人	8	13	13	13
行動援護	時間	57	50	50	50
	人	7	3	3	3
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

○日中活動系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分		3,191	3,240	3,289
	人	221	235	249	263
自立訓練(機能訓練)	人日分	0	25	25	25
	人	0	2	2	2
自立訓練(生活訓練)	人日分	192	194	200	226
	人	13	13	14	16
就労選択支援	人			2	3
就労移行支援	人日分	156	205	210	235
	人	9	12	13	15
就労継続支援(A型)	人日分		780	800	820
	人	35	58	82	106
就労継続支援(B型)	人日分		4,370	4,430	4,490
	人	277	337	382	406
就労定着支援	人	3	10	11	12
療養介護	人	22	23	23	23
短期入所(福祉型)	人日分	139	178	185	210
	人	17	15	16	18
短期入所(医療型)	人日分	32	23	25	27
	人	7	4	5	6

○居住系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0	1	1	1
共同生活援助	人	112	132	138	144

○相談支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	161	165	176	187
地域移行支援	人	4	6	7	9
地域定着支援	人	1	4	5	7

○障害児通所支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分	730	796	816	836
	人	59	63	67	71
放課後等デイサービス	人日分	1,327	1,230	1,280	1,330
	人	115	135	141	147
保育所等訪問支援	人日分	2	6	7	13
	人	2	2	3	4
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	1	2	2
	人	0	1	2	2

○障害児相談支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人	62	50	56	62

○市町村における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	人	1	1	1	1

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援	人		6	7	8
精神障害者の地域定着支援	人		4	5	6
精神障害者の共同生活援助	人		36	41	46
精神障害者の自立生活援助	人		4	5	6
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	人		2	3	4

(3) 海草圏域の主な取組

〔地域生活支援体制の充実〕

- 障害のある人が高齢になっても住み慣れた地域社会で生活できるよう、介護保険制度における居宅サービス事業者に訪問系サービスへの参入を働きかけ、在宅サービスの確保に努めます。また、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、事業者等関係機関と連携し、緊急時の受入体制を整備しました。また今後、運用状況の検証を行い受入体制の見直しを行います。

〔相談支援体制の充実〕

- 基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制を整備し、基幹相談支援センター、委託相談支援センターの役割を明確にするとともに、自立支援協議会との連携により、支援方針の共有や地域の支援体制の構築を図るとともに、相談業務を担う人材の育成や資質の向上を図ります。

〔障害のあるこどもに対する支援〕

- 市町の乳幼児健診や保育所等の健診、保健所の発達相談による早期発見の他、専門医療機関、障害児者サポートセンター及び発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、発達障害のある児や疑いのある児とその家族への総合的な支援を早期に行います。また、令和8年度末までに、圏域内に未設置の児童発達支援センターの開設の実現を目指します。

〔就労支援体制の充実・促進〕

- 自立支援協議会に設置している「就労部会」において、就労アセスメントシートを活用した支援や、インターンシップ等の就労体験による就労を実施し、一般就労につなげていきます。また、共同受注窓口を設置し情報発信を行うとともに、各種イベント等による移動販売等により工賃の向上につなげます。

〔精神障害のある人の地域生活支援体制の充実〕

- 保健、医療、福祉関係者が情報共有や連携を行い、精神障害のある人が地域で安定した生活を継続していけるように地域包括ケアシステムの構築を進めます。また、精神障害のある人の日常生活や就労を支援するため、精神保健福祉士等の職員を配置した地域活動支援センターの設置を目指します。

〔社会参加の環境づくり〕

- 障害への理解だけでなく、障害のある人を取り巻く社会的障壁を取り除き、障害のある人もない人も地域の一員として生活できる社会の実現を図るため、障害者団体と連携して啓発活動を続けて行います。また、障害者団体と連携して学校等を巡回し、障害について学ぶ機会を設け、心のバリアフリー化に取り組みます。

〈那賀圏域〉

【構成市町村】	紀の川市、岩出市
【面積】	266.72 km ²
【人口】	111,587人（令和5年4月1日現在）
【高齢化率】	29.1%（令和5年1月1日現在）

（1）圏域内の障害者手帳交付状況（令和5年3月31日現在。上段：人、下段：構成比）

身体障害者手帳

視覚障害	聴覚・平衡 音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
320	589	3,146	1,634	5,689
5.6%	10.4%	55.3%	28.7%	100.0%

療育手帳

A 1	A 2	B 1	B 2	合計
157	202	276	677	1,312
12.0%	15.4%	21.0%	51.6%	100.0%

精神障害者保健福祉手帳

1 級	2 級	3 級	合計
101	524	519	1,144
8.8%	45.8%	45.4%	100.0%

(2) 障害福祉サービス等の見込量 (1 か月あたり)

〈那賀圏域〉

○訪問系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	5,092	5,558	6,027	6,496
	人	251	264	277	290
重度訪問介護	時間	2,075	3,149	4,729	7,124
	人	7	7	8	9
同行援護	時間	427	503	584	679
	人	22	23	24	26
行動援護	時間	109	52	52	52
	人	4	4	4	4
重度障害者等包括支援	時間	0	89	89	89
	人	0	2	2	2

○日中活動系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分		5,470	5,653	5,845
	人	263	300	337	375
自立訓練(機能訓練)	人日分	12	14	14	14
	人	1	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日分	279	331	368	410
	人	21	22	23	25
就労選択支援	人			15	30
就労移行支援	人日分	396	446	522	615
	人	23	26	29	34
就労継続支援(A型)	人日分		2,944	3,000	3,058
	人	220	240	260	280
就労継続支援(B型)	人日分		5,575	5,870	6,200
	人	439	479	499	519
就労定着支援	人	3	4	4	4
療養介護	人	22	23	23	24
短期入所(福祉型)	人日分	232	225	209	195
	人	28	26	26	26
短期入所(医療型)	人日分	89	86	82	79
	人	13	13	12	12

○居住系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0	2	2	2
共同生活援助	人	119	131	144	159

○相談支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	264	288	325	369
地域移行支援	人	0	2	2	2
地域定着支援	人	0	2	2	2

○障害児通所支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分	1,742	1,800	1,791	1,782
	人	153	166	171	176
放課後等デイサービス	人日分	5,339	4,854	5,437	6,096
	人	371	423	487	562
保育所等訪問支援	人日分	8	10	14	20
	人	8	10	14	20
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

○障害児相談支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人	125	166	219	290

○市町村における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	人	0	0	1	1

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援	人		2	2	2
精神障害者の地域定着支援	人		2	2	2
精神障害者の共同生活援助	人		25	28	31
精神障害者の自立生活援助	人		2	2	2
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	人		7	8	9

(3) 那賀圏域の主な取組

〔地域生活支援体制の充実〕

- 障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支えるために地域生活支援拠点等整備に向け引き続き取り組み、特定相談支援事業所の拠点登録を促進し、自立支援協議会で運用状況の検証・検討を行っていきます。また、新たに目標となっている強度行動障害を有する者についても検討し、支援体制の整備を進めていきます。

〔相談支援体制の充実〕

- 基幹相談支援センターが中心となり、圏域における主任相談支援専門員の役割の充実を図ります。モニタリング検証や協定締結による個別事例の検討を通じ、相談支援専門員の質の向上と、地域サービス基盤の開発・改善等を図ります。

〔障害のあるこどもに対する支援〕

- 圏域に3カ所ある児童発達支援センターの役割の明確化と、こども家庭センターとの連携等を、こども部会で協議していきます。サブ部会である「医療的ケア児支援連携会議」では医療的ケアが必要なこどもへの支援の充実に向け検討を続けます。

〔就労支援体制の充実・促進〕

- 雇用、福祉、教育等の関係機関や就労系サービス事業所で構成する自立支援協議会就労支援部会において、一般就労支援の強化に向けた体制整備を進めるとともに、ケース検討の実施、トライアル雇用やジョブコーチ等の活用促進、施設外就労の斡旋、障害者優先調達推進法による共同受注窓口の設置等に取り組みます。また、就労アセスメント体制を再検討していきます。

〔精神障害のある人の地域生活支援体制の充実〕

- 精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を行います。内容について、地域の精神科医療機関や自立支援協議会とも連携をはかり課題に対応していきます。また、ピアサポーターの役割を充実させながら、地域移行に向けた取組を進めます。

〔社会参加の環境づくり〕

- 心のバリアフリーを促進するため、「心のサポーター養成講座」等を実施していきます。また、差別解消支援地域協議会の充実をはかり、管内事業所に向けての啓発を図ります。

〈伊都圏域〉

【構成市町村】	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
【面積】	463.42 km ²
【人口】	80,605人（令和5年4月1日現在）
【高齢化率】	36.2%（令和5年1月1日現在）

（1）圏域内の障害者手帳交付状況（令和5年3月31日現在。上段：人、下段：構成比）

身体障害者手帳

視覚障害	聴覚・平衡 音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
329	602	2,815	1,397	5,143
6.4%	11.7%	54.7%	27.2%	100.0%

療育手帳

A 1	A 2	B 1	B 2	合計
108	151	209	427	895
12.1%	16.9%	23.3%	47.7%	100.0%

精神障害者保健福祉手帳

1 級	2 級	3 級	合計
71	433	354	858
8.3%	50.5%	41.2%	100.0%

(2) 障害福祉サービス等の見込量(1か月あたり)

〈伊都圏域〉

○訪問系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	3,700	4,410	4,510	4,605
	人	185	215	222	229
重度訪問介護	時間	423	547	670	675
	人	4	5	7	7
同行援護	時間	435	501	515	547
	人	28	36	37	39
行動援護	時間	40	40	53	67
	人	3	3	4	5
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

○日中活動系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分		4,974	5,107	5,220
	人	294	335	375	392
自立訓練(機能訓練)	人日分	2	22	22	22
	人	1	2	2	2
自立訓練(生活訓練)	人日分	470	434	463	493
	人	30	30	32	34
就労選択支援	人			15	15
就労移行支援	人日分	650	698	708	718
	人	37	43	44	45
就労継続支援(A型)	人日分		1,246	1,314	1,343
	人	84	111	138	156
就労継続支援(B型)	人日分		4,480	4,506	4,548
	人	269	335	375	396
就労定着支援	人	3	5	6	8
療養介護	人	16	17	17	17
短期入所(福祉型)	人日分	330	278	286	304
	人	28	33	34	36
短期入所(医療型)	人日分	11	43	55	55
	人	3	6	7	7

○居住系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	1	5	5	5
共同生活援助	人	132	142	152	164

○相談支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	213	232	242	253
地域移行支援	人	1	1	1	1
地域定着支援	人	0	1	1	1

○障害児通所支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分	1,196	1,387	1,414	1,464
	人	84	104	106	109
放課後等デイサービス	人日分	2,581	2,890	3,143	3,411
	人	201	219	239	260
保育所等訪問支援	人日分	2	49	49	51
	人	2	32	32	33
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

○障害児相談支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人	81	79	99	124

○市町村における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	人	4	5	5	5

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援	人		2	2	3
精神障害者の地域定着支援	人		2	2	2
精神障害者の共同生活援助	人		54	54	54
精神障害者の自立生活援助	人		2	2	2
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	人		21	22	22

(3) 伊都圏域の主な取組

〔地域生活支援体制の充実〕

- 障害のある人が地域で安心して暮らせるように、障害の特性に応じたホームヘルパーの確保や短期入所の充実に努めます。特に、強度行動障害を有する者への緊急時の対応や家族のレスパイトを含めた支援体制を構築するため、支援ニーズの把握に努めていきます。また、地域生活支援拠点体制について、引き続き運用状況の検証及び検討を行うとともに、機能強化のため地域生活の体験利用の機会について具体的検討を行います。

〔相談支援体制の充実〕

- 基幹相談支援センターを中核とした、相談支援体制の構築について検討を行います。その中で、主任相談支援専門員や、特定相談、委託相談及び基幹相談がそれぞれの役割分担を明確にし、重層的に相談支援が提供され（身近な相談から専門相談へつながる）地域の支援体制が強化されるよう取り組みます。
- 基幹相談支援センターにおいては地域の相談支援専門員への助言指導、人材育成を担い、自治体が実施するモニタリング結果の検証を担います。

〔障害のある子どもに対する支援〕

- 児童発達支援センターを中核とし、子ども家庭センターとの連携の中で、インクルーシブな支援体制を検討していきます。また就学前療育から教育へのつなぎ、卒業後の社会参加支援へと、各関係機関が連携を図りながら継ぎ目のない支援が行われるよう連携を図ります。
- 医療的ケア児支援については1市3町で協議の場とコーディネーターを配置し、実態の把握と支援の調整を行っていきます。

〔就労支援体制の充実・促進〕

- 自立支援協議会就労支援部会において、障害福祉サービス以外の関係機関も広く参画し、障害のある人の就労に関するネットワークの体制を強化しながら、ニーズや課題について議論し、社会資源の改善・開発や地域の取組について全体会へ提案します。特に各就労系サービス事業所の役割を明確にし、圏域の体制づくりを進めます。
- 様々な体験や情報の中で就労先の選択ができ、本人の希望により、合理的な配慮による働き方ができる体制づくりを進めます。

〔精神障害のある人の地域生活支援体制の充実〕

- 主に自立支援協議会精神保健ネットワーク部会において、事例検討や資源調査により地域課題を明らかにし、退院可能な入院者の地域移行支援について、関係機関と連携しながら、圏域内外への働きかけについて協議を行います。また、精神障害にも対応した地域包括システムの構築について、市町や保健所を中心に、部会の協力を得ながら協議を進めます。

〔社会参加の環境づくり〕

- 障害者差別解消支援地域協議会の設置について、和歌山県障害者差別解消支援地域協議会や自立支援協議会権利擁護部会等を活用しながら、1市3町において検討を進めていきます。また、障害者差別の解消に向け、新たに合理的配慮義務が課せられた事業所への啓発活動に取り組んでいきます。

〈有田圏域〉

【構成市町村】	有田市、湯浅町、広川町、有田川町
【面積】	474.82 km ²
【人口】	66,946人（令和5年4月1日現在）
【高齢化率】	34.6%（令和5年1月1日現在）

（1）圏域内の障害者手帳交付状況（令和5年3月31日現在。上段：人、下段：構成比）

身体障害者手帳

視覚障害	聴覚・平衡 音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
263	469	2,117	1,240	4,089
6.4%	11.5%	51.8%	30.3%	100.0%

療育手帳

A 1	A 2	B 1	B 2	合計
105	141	190	364	800
13.1%	17.6%	23.8%	45.5%	100.0%

精神障害者保健福祉手帳

1 級	2 級	3 級	合計
43	272	251	566
7.6%	48.1%	44.3%	100.0%

(2) 障害福祉サービス等の見込量（1か月あたり）

〈有田圏域〉

○訪問系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	3,544	2,783	2,819	2,863
	人	239	198	203	209
重度訪問介護	時間	267	190	212	239
	人	3	3	3	4
同行援護	時間	59	51	54	57
	人	12	8	8	8
行動援護	時間	80	60	60	61
	人	4	3	3	4
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	1
	人	0	0	0	1

○日中活動系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分		2,801	2,794	2,773
	人	93	137	182	227
自立訓練(機能訓練)	人日分	0	0	20	1
	人	0	0	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日分	74	90	98	103
	人	6	5	6	8
就労選択支援	人			8	15
就労移行支援	人日分	42	122	178	261
	人	4	6	8	11
就労継続支援(A型)	人日分		396	462	574
	人	0	22	44	67
就労継続支援(B型)	人日分		4,668	4,948	5,285
	人	331	361	392	423
就労定着支援	人	1	3	4	5
療養介護	人	22	20	20	20
短期入所(福祉型)	人日分	199	224	226	226
	人	22	27	27	27
短期入所(医療型)	人日分	34	38	38	51
	人	5	6	6	7

○居住系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0	0	0	1
共同生活援助	人	132	130	132	133

○相談支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	180	171	182	193
地域移行支援	人	0	2	2	4
地域定着支援	人	1	3	3	4

○障害児通所支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分	1,459	1,341	1,306	1,271
	人	126	115	112	109
放課後等デイサービス	人日分	2279	1,982	1,984	1,986
	人	178	156	156	156
保育所等訪問支援	人日分	0	3	3	4
	人	0	1	1	2
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	1
	人	0	0	0	1

○障害児相談支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人	57	80	111	156

○市町村における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	人	4	5	5	5

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援	人		3	3	4
精神障害者の地域定着支援	人		4	4	5
精神障害者の共同生活援助	人		25	26	27
精神障害者の自立生活援助	人		1	1	2
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	人		3	3	4

(3) 有田圏域の主な取組

〔地域生活支援体制の充実〕

- 障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、自立支援協議会において、事業者や行政等関係機関との協議及び連携のもと、地域生活支援拠点等の整備に取り組み、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。

〔相談支援体制の充実〕

- 基幹相談支援センターが中核となって、圏域内の事業者、行政機関、福祉、保健医療、療育、就学、就労等の各分野の関係機関で構成する自立支援協議会を運営し、障害のある人の自立した社会生活及び日常生活を支援するため、各ライフステージに応じた各種サービスを総合的に調整する等相談支援機能の充実を図ります。

〔障害のあるこどもに対する支援〕

- 市町の乳幼児健診、発達相談や保育所等の健診、保健所の二次健診による早期発見に努め、専門医療機関等と連携し総合的な支援を行います。また、自立支援協議会に設置している「子ども部会」や「医ケア分科会」を中心に、障害児を対象とした短期入所施設の確保や、医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置等の課題に取り組みます。

〔就労支援体制の充実・促進〕

- 障害のある人の一般就労が促進されるよう、雇用の場を確保・拡大するため、障害の状態に応じた事業所を利用・移行できる仕組みの体制づくりや、企業の理解を促進する啓発等を実施します。また、自立支援協議会の就労部会では、障害のある人の経済的な自立のため、障害者就業・生活支援センターを中心に、関係機関が一体となって支援を行えるよう、情報の共有等により連携を強化し、一般就労支援や工賃向上等の課題に取り組みます。

〔精神障害のある人の地域生活支援体制の充実〕

- 精神障害のある人が利用できる事業所は増えつつあるため、支援従事者に対する精神障害のある人それぞれの特性への理解を深め、支援の向上を図る取組として、自立支援協議会に設置している「精神障害者部会」を中心に、研修会の開催、事例検討、地域の課題等についての検討を行い、相談支援事業所や関係機関が連携・協議し、精神障害のある人の地域生活支援体制の構築、充実を図ります。

〔社会参加の環境づくり〕

- 福祉施設のイベント等を通じて行われている障害のある人と地域住民との交流は、障害のある人に対する地域住民の理解を促進する啓発の機会、障害のある人の社会参加の機会となっています。障害のある人が生きがいをもって人生が送れるよう、スポーツ、レクリエーション、文化活動等生涯学習の機会を充実するとともに、障害のある人の自主的な社会参画活動を支援します。

〈日高圏域〉

【構成市町村】	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町
【面積】	579.03 km ²
【人口】	57,923人（令和5年4月1日現在）
【高齢化率】	34.7%（令和5年1月1日現在）

（1）圏域内の障害者手帳交付状況（令和5年3月31日現在。上段：人、下段：構成比）

身体障害者手帳

視覚障害	聴覚・平衡 音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
185	437	1,753	1,055	3,430
5.4%	12.7%	51.1%	30.8%	100.0%

療育手帳

A 1	A 2	B 1	B 2	合計
110	126	180	281	697
15.8%	18.1%	25.8%	40.3%	100.0%

精神障害者保健福祉手帳

1 級	2 級	3 級	合計
34	274	236	544
6.2%	50.4%	43.4%	100.0%

(2) 障害福祉サービス等の見込量 (1 か月あたり)

〈日高圏域〉

○訪問系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	3,608	4,136	4,612	5,161
	人	176	191	212	233
重度訪問介護	時間	1,282	1,313	1,339	1,365
	人	2	2	2	2
同行援護	時間	143	130	140	150
	人	13	15	16	17
行動援護	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

○日中活動系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分		4,167	4,269	4,373
	人	276	307	338	370
自立訓練(機能訓練)	人日分	0	20	20	20
	人	0	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日分	42	110	110	110
	人	2	5	5	5
就労選択支援	人			6	6
就労移行支援	人日分	102	205	216	251
	人	7	12	13	15
就労継続支援(A型)	人日分		1,051	1,099	1,148
	人	40	59	79	99
就労継続支援(B型)	人日分		3,575	3,817	4,068
	人	205	245	285	326
就労定着支援	人	3	10	10	10
療養介護	人	26	30	30	30
短期入所(福祉型)	人日分	284	370	384	398
	人	22	31	32	33
短期入所(医療型)	人日分	7	33	33	33
	人	3	4	4	4

○居住系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0	4	4	4
共同生活援助	人	127	143	150	157

○相談支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	66	72	75	78
地域移行支援	人	1	8	8	8
地域定着支援	人	22	26	27	28

○障害児通所支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分	539	758	838	928
	人	43	48	50	52
放課後等デイサービス	人日分	1391	1,615	1,676	1,707
	人	107	120	129	138
保育所等訪問支援	人日分	1	13	13	13
	人	1	8	8	8
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

○障害児相談支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人	29	19	20	22

○市町村における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	人	6	8	8	10

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援	人		6	6	6
精神障害者の地域定着支援	人		15	15	15
精神障害者の共同生活援助	人		30	31	32
精神障害者の自立生活援助	人		3	3	3
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	人		4	4	4

(3) 日高圏域の主な取組

〔地域生活支援体制の充実〕

- 障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点事業の周知・啓発、受入体制及び機能の充実に努めます（年1回以上検証及び検討実施）。また、強度行動障害を有する障害のある人に対し、障害福祉サービス等において適切な支援を提供できるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備に努めます。

〔相談支援体制の充実〕

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所等、役割分担ができる体制づくりを行うとともに、基幹相談センターにおいて、圏域における総合的・専門的な相談支援を実施し、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。

〔障害のあるこどもに対する支援〕

- 発達支援ノート「すこやかファイル」の活用や、自立支援協議会「子ども部会」を中心に、関係機関や関係者が連携し、発達障害や医療的ケア児等、障害児にかかる支援体制の構築を図ります。また、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療機関と連携を密にし、地域において医療的ケア児とその家族が安心して生活できる支援体制の充実を図ります。

〔就労支援体制の充実・促進〕

- 自立支援協議会「就労部会」を中心に、関係機関や関係者が連携し、障害のある人の就労支援体制の構築を図るとともに、研修会等を活用し、支援者の支援スキルの向上を図ります。

〔精神障害のある人の地域生活支援体制の充実〕

- 精神科病院と地域活動支援センターが協働し、ピアサポーターと連携することにより、地域移行支援を積極的に推進します。また、当事者会や家族会などセルフヘルプグループの活性化に向けた支援を行います。
- 自立支援協議会「精神障害者地域支援部会」において精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を重ね、行政や医療機関、地域の事業所、訪問看護ステーションなど多機関連携の中で地域の課題を抽出し、精神障害があっても安心して暮らせる地域を目標に取り組みます。

〔社会参加の環境づくり〕

- 障害のある人の社会参加促進のため、障害者週間に圏域の事業所や学校等から、絵、書道、手芸等様々な作品を募集し、障害者作品展を開催します。また、地域の事業者に対し、合理的配慮の提供義務について啓発を行うなど、共生社会の実現に向けた取組を推進します。

〈西牟婁圏域〉

【構成市町村】	田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町
【面積】	1, 579. 99 km ²
【人口】	116, 709人（令和5年4月1日現在）
【高齢化率】	34. 2%（令和5年1月1日現在）

（1）圏域内の障害者手帳交付状況（令和5年3月31日現在。上段：人、下段：構成比）

身体障害者手帳

視覚障害	聴覚・平衡 音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
471	971	4,708	2,379	8,529
5.5%	11.4%	55.2%	27.9%	100.0%

療育手帳

A 1	A 2	B 1	B 2	合計
272	254	451	791	1,768
15.4%	14.4%	25.5%	44.7%	100.0%

精神障害者保健福祉手帳

1 級	2 級	3 級	合計
54	562	786	1,402
3.8%	40.1%	56.1%	100.0%

(2) 障害福祉サービス等の見込量(1か月あたり)

〈西牟婁圏域〉

○訪問系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	5,034	5,459	5,575	5,691
	人	316	325	330	335
重度訪問介護	時間	420	640	639	687
	人	5	6	6	7
同行援護	時間	208	219	219	221
	人	19	19	19	20
行動援護	時間	5	3	3	3
	人	2	3	3	3
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

○日中活動系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分		9,035	9,216	9,398
	人	641	670	700	730
自立訓練(機能訓練)	人日分	40	38	38	38
	人	2	2	2	2
自立訓練(生活訓練)	人日分	170	240	255	271
	人	9	14	16	17
就労選択支援	人			7	9
就労移行支援	人日分	264	299	321	344
	人	15	17	18	20
就労継続支援(A型)	人日分		3,804	4,070	4,357
	人	233	247	261	276
就労継続支援(B型)	人日分		11,272	11,551	11,830
	人	640	729	818	908
就労定着支援	人	8	13	15	18
療養介護	人	51	51	51	50
短期入所(福祉型)	人日分	526	660	713	745
	人	31	38	41	43
短期入所(医療型)	人日分	50	89	90	90
	人	11	9	9	9

○居住系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	3	6	8	10
共同生活援助	人	274	280	283	286

○相談支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	338	337	347	358
地域移行支援	人	0	3	3	4
地域定着支援	人	0	4	4	5

○障害児通所支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分	710	756	808	847
	人	46	48	51	53
放課後等デイサービス	人日分	3,377	3,455	3,529	3,606
	人	246	255	260	265
保育所等訪問支援	人日分	13	18	21	23
	人	12	23	25	28
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	22	22	23
	人	0	2	2	3

○障害児相談支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人	101	96	101	106

○市町村における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	人	5	5	5	5

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援	人		2	2	3
精神障害者の地域定着支援	人		4	4	5
精神障害者の共同生活援助	人		71	72	74
精神障害者の自立生活援助	人		5	7	9
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	人		2	2	2

(3) 西牟婁圏域の主な取組

〔地域生活支援体制の充実〕

- 障害のある人が親亡き後も地域で安心して暮らすことができるよう、圏域で拠点を確保するとともにコーディネーターを配置し、緊急時ショートステイの受け入れ体制やグループホーム等生活体験の機会を確保し、自立支援協議会において運用状況の検証及び検討を行います。また、強度行動障害を有する者への支援について、行動障害の特性等理解を深めていき支援ニーズを把握し、支援体制の整備を図ります。

〔相談支援体制の充実〕

- 基幹相談支援センターにしむろを中心に圏域の基幹相談、委託相談、特定相談が連携し、重層的な相談支援体制の整備を図ります。

〔障害のあるこどもに対する支援〕

- 保育所や幼稚園、学校、PTA等の連携により、発達障害の早期発見から早期療育へとつなげるとともに、障害児者サポートセンター及び発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、発達障害のある人とその家族への総合的な支援を行います。また、保健、福祉、医療、教育の連携を図る自立支援協議会子ども部会において、ネットワーク構築に努めます。さらに、よりきめ細かく地域課題を検討できるよう、医療的ケア児の協議の場を設置し、自治体で医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を進めます。

〔就労支援体制の充実・促進〕

- 就労移行支援事業の促進、就労継続支援事業の充実、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センターと連携した、トライアル雇用やジョブコーチ等の活用、障害のある人の就労体験による就労促進、工賃倍増への取組等、個別の課題について就労支援部会の中で議論を深めるとともに、新たなサービス、就労選択支援について障害者本人が就労先、働き方においてより良い選択ができるよう、情報収集を行い効果的な実施方法について課題解決を図ります。

〔精神障害のある人の地域生活支援体制の充実〕

- 市町、相談支援事業所、地域包括支援センター、医療機関、障害福祉施設、田辺保健所が協働し、長期入院していた精神障害のある人が地域で安全・安心な生活が送れるようネットワーク構築に努めます。また、自立支援協議会精神保健福祉部会において、地域アセスメントを実施し、事例検討をもとに課題抽出を行い、自治体の実施する心のサポーター養成の取組を進めていき、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

〔社会参加の環境づくり〕

- 障害の特性や障害のある人に対する理解を深めるため、圏域内の企業や学校、ボランティア団体などに向けたあいサポート運動（あいサポーター研修など）をより一層推進します。

〈東牟婁圏域〉

【構成市町村】	新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町
【面積】	922.45 km ²
【人口】	58,581人（令和5年4月1日現在）
【高齢化率】	42.5%（令和5年1月1日現在）

（1）圏域内の障害者手帳交付状況（令和5年3月31日現在。上段：人、下段：構成比）

身体障害者手帳

視覚障害	聴覚・平衡 音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
367	635	2,809	1,613	5,424
6.8%	11.7%	51.8%	29.7%	100.0%

療育手帳

A 1	A 2	B 1	B 2	合計
133	131	220	336	820
16.2%	16.0%	26.8%	41.0%	100.0%

精神障害者保健福祉手帳

1 級	2 級	3 級	合計
81	387	316	784
10.3%	49.4%	40.3%	100.0%

(2) 障害福祉サービス等の見込量(1か月あたり)

〈東牟婁圏域〉

○訪問系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	2,801	3,681	3,677	3,675
	人	210	217	218	219
重度訪問介護	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
同行援護	時間	108	135	148	148
	人	14	14	15	15
行動援護	時間	23	48	48	48
	人	2	5	5	5
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

○日中活動系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分		5,179	5,251	5,330
	人	338	360	383	406
自立訓練(機能訓練)	人日分	2	0	0	0
	人	1	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人日分	120	125	125	125
	人	8	9	9	9
就労選択支援	人			3	3
就労移行支援	人日分	26	80	80	80
	人	1	6	6	6
就労継続支援(A型)	人日分		355	374	393
	人	13	26	39	53
就労継続支援(B型)	人日分		4,638	4,713	4,784
	人	292	345	398	452
就労定着支援	人	3	4	4	4
療養介護	人	22	22	22	22
短期入所(福祉型)	人日分	211	234	240	246
	人	21	25	26	27
短期入所(医療型)	人日分	5	7	7	7
	人	1	1	1	1

○居住系サービス(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	3	3	3	6
共同生活援助	人	160	159	160	161

○相談支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	284	308	317	325
地域移行支援	人	1	4	4	4
地域定着支援	人	8	10	11	11

○障害児通所支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分	525	598	590	581
	人	33	32	31	31
放課後等デイサービス	人日分	1,789	1,898	2,039	2,105
	人	119	125	133	138
保育所等訪問支援	人日分	2	8	9	10
	人	2	5	6	7
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	4	4	4
	人	0	1	1	1

○障害児相談支援(1か月当たり)

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人	76	71	80	86

○市町村における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	人	6	6	6	6

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援	人		4	5	5
精神障害者の地域定着支援	人		10	11	11
精神障害者の共同生活援助	人		28	29	29
精神障害者の自立生活援助	人		2	3	3
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	人		3	4	4

(3) 東牟婁圏域の主な取組

〔地域生活支援体制の充実〕

- 障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、在宅サービス・日中一時支援・移動支援等の充実に努めるとともに、個々の障害種別に応じたサービスが提供できるよう、専門性を身につけた人材の確保及び配置促進等に取り組みます。また、事業者等関係機関との連携のもと、一人暮らし体験事業、緊急時対応などの地域生活支援拠点事業、日常生活自立支援事業の活用・充実及び成年後見制度の周知・啓発に努めます。

〔相談支援体制の充実〕

- 圏域内の事業者と行政機関で構成する自立支援協議会において、圏域の実態把握に努め、社会資源の開発・改善や支援提供体制の整備等、圏域で取り組むべき課題を抽出し、その課題解決の検討を行います。一方で、相談支援事業所の運営が厳しい現状があるため、人材の確保に加え、基幹相談支援センター、委託相談支援事業、指定特定相談支援事業又は指定障害児相談支援事業の役割分担ができる体制作り、複数の相談支援事業所の協働体制作りを進めます。

〔障害のあるこどもに対する支援〕

- 自立支援協議会の「子ども部会」を中心に、発達障害を含め障害児支援を充実させるため、福祉、保健、医療、教育、就労等の関係機関の連携体制を構築し、乳幼児期から成人期に至るまで、本人及びその家族に対する一貫した支援を行います。また、医療的ケア児の短期入所、医療的支援の充実に努めます。

〔就労支援体制の充実・促進〕

- 福祉的就労については、自立支援協議会の「就労部会」において各事業所が連携し、工賃水準の向上のため、収益が安定的に確保できる事業の形成や、農福連携等に取り組みます。また、一般就労を目指す人への就労移行支援の利用が進んでいないため、周知・啓発を行います。

〔精神障害のある人の地域生活支援体制の充実〕

- 自立支援協議会の「精神部会」を中心に、地域移行・定着支援の利用拡大を目指すとともに、地域の一員として安心できる生活を保障するため、圏域の実情を見据えながら精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

〔社会参加の環境づくり〕

- 意思疎通支援を必要とする障害のある人に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣する体制の充実強化を図ります。また、障害のある人もない人も地域の一員として生活できる社会の実現を図るため、あいサポート運動を中心に、地域住民への啓発に取り組みます。

3 県が実施する地域生活支援事業

県は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、専門性の高い相談支援事業や意思疎通支援を行う者の養成研修事業、広域的な支援事業等を実施します。

(1) 専門性の高い相談支援事業

事業名	事業内容	項目	単位	見込		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障害者支援センター運営事業	発達障害のある人やその家族等からの相談に応じ、適切な指導や助言を行います。	実施箇所	箇所	1	1	1
		利用者	人	700	650	600
		相談支援	件	2,000	2,000	2,000
		関係機関への助言	件	50	50	50
		研修・啓発	件	100	100	100
高次脳機能障害支援普及事業	障害児者サポートセンターを拠点機関として、相談支援や研修事業等を実施します。	実施箇所	箇所	1	1	1
		研修会	回	5	5	5
障害児等療育支援事業（在宅リハビリテーション推進強化事業）	在宅の障害のある人及びその家族に対し、専門職の支援チームによる巡回相談等の支援を実施します。	実施圏域	圏域	6	6	6

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

事業名	事業内容	項目	単位	見込		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者養成研修事業	手話通訳者として必要な知識、技能の習得等を図るための研修を実施します。	養成講習修了見込者	人	30	30	30
		登録見込者	人	8	8	8
要約筆者養成研修事業	要約筆者として必要な知識、技能の習得等を図るための研修を実施します。	養成講習修了見込者	人	45	45	45
		登録見込者	人	8	8	8
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者向け通訳・介助員として必要な知識、技能の習得を図るための研修を実施します。	養成講習修了見込者	人	40	40	40
		登録見込者	人	20	20	20
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	失語症者向け意思疎通支援者として必要な知識、技能の取得を図るための研修を実施します。	養成講習修了見込者	人	10	10	10
		登録見込者	人	8	8	8

(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業名	事業内容	項目	単位	見込		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆者派遣事業	市町村では派遣の対応ができない場合に、県が手話通訳者等を派遣します。	実利用見込件数	件	10	15	20
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、盲ろう者の外出やコミュニケーションの支援を行います。	実利用見込件数	件	90	100	110

失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	失語症者向け意思疎通支援者を派遣し、失語症者のコミュニケーションの支援を行います。	実利用見込件数	件	120	130	140
-------------------	---	---------	---	-----	-----	-----

(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村間の連絡調整事業

事業名	事業内容	項目	単位	見込		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村間の連絡調整事業	市町村間では派遣調整ができない場合などの連絡調整を支援し、広域的な派遣を円滑に実施します。	実施の有無	-	実施	実施	実施

(5) 広域的な支援事業

①都道府県相談支援体制整備事業

事業名	事業内容	項目	単位	見込		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
アドバイザー配置による広域支援	どの地域でも同じレベルの相談支援を受けられる体制を整備するため、アドバイザーを配置します。	実施の有無	-	実施	実施	実施

②精神障害者地域生活支援広域調整等事業

事業名	事業内容	項目	単位	見込		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援広域調整会議等事業	保健・医療等の関係者によるアウトリーチチームの支援内容や、事業全体の検証等を実施します。	アウトリーチ事業評価検討委員会（開催回数）	回	12	12	12
地域生活支援広域調整会議等事業	地域移行及び地域生活支援の分析等を行い、協議を実施します。	精神障害者地域移行・地域定着支援推進協議会（開催回数）	回	2	2	2
地域移行・地域生活支援事業	地域の相談支援専門員・保健所の職員等が官民協同でチームを作り、24時間体制で支援にあたる体制を整備します。	アウトリーチ事業（チーム設置見込み）	チーム	3	3	3
地域移行・地域生活支援事業	ピアサポーターの育成、派遣に必要な調整や事業所等からの相談等に対応します。	ピアサポート関連事業（ピアサポート従事者見込み）	人	15	15	15
災害派遣精神医療チーム体制整備事業	重大な災害、事故後のこころのケアに備えた対策として、災害派遣精神医療チームを整備します。	運営委員会開催見込み	回	2	2	2

③発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

事業名	事業内容	項目	単位	見込		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障害者地域協議会	発達障害のある人の支援体制の整備を図るため、関係機関や民間団体等を構成員とする協議会を設置します。	開催見込回数	回	1	1	1

紀の国障害者プラン2024

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

福祉保健部 福祉保健政策局 障害福祉課

TEL : 073-441-2532

FAX : 073-432-5567

県ホームページ <https://www.pref.wakayama.lg.jp/>
